

参考資料 6

富山県滑川市

- ・ 滑川市健全な財政に関する条例
- ・ 中期財政計画
- ・ 健全化判断比率の見込み

滑川市健全な財政に関する条例

平成23年3月31日

滑川市条例第1号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 財政運営の原則

第1節 財政情報の共有（第4条—第7条）

第2節 資産及び負債の原則（第8条—第13条）

第3節 執行における原則（第14条—第16条）

第3章 計画的な財政運営（第17条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、財政運営の指針及び基本的な原則を定めることにより、本市財政の健全化に資することを目的とする。

（財政運営の指針）

第2条 市は、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動向、経済状況等社会環境の変化に即した中長期的な財政の見通しの下に、財政を健全に運営しなければならない。

2 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）及びこの条例の目的に即した計画的な財政運営を行わなければならない。

3 地方債は、地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務としての性格を有することにかんがみ、市は、世代間の負担の公平性、財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等に合致しているかなどについて検討し、地方債を発行しなければならない。

（責務規定）

第3条 市長は、総合計画に基づき予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営しなければならない。

- 2 職員は、この条例に定める事項を自覚し、十分な注意力をもって、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

第2章 財政運営の原則

第1節 財政情報の共有

(情報共有)

第4条 市は、市民と財政に関する情報を共有し、情報を分かりやすく公開することにより、説明責任を果たさなければならない。

- 2 市は、財政に関する市民の意見の把握に努めなければならない。

(財務諸表の作成)

第5条 市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成し、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 行政コスト計算書

(3) 純資産変動計算書

(4) 資金収支計算書

- 2 前項各号の財務諸表は、次に掲げる区分につき、作成するものとする。

(1) 普通会計に係る財務諸表

(2) 普通会計及び公営事業会計並びに自治法第221条第3項の規定に基づく出資法人等を連結した財務諸表

(実質公債費比率の推計)

第6条 市長は、毎年度、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第2条第3号に規定する実質公債費比率（以下単に「実質公債費比率」という。）の向こう5箇年の推計を行い、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

(決算状況の公表等)

第7条 市長は、毎年度、国が実施する地方財政状況調査に基づく決算状況を、議会に提出するとともに公表しなければならない。

第2節 資産及び負債の原則

(基本原則)

第8条 市は、長期的な視点に立ち、資産を管理しなければならない。

2 市は、地方債、公債費に準ずる債務負担行為、不動産の取得その他これに類する目的のための債務負担行為、債務保証の額及び退職手当負担見込額について、負債として管理しなければならない。

3 市は、負債の額について、償還能力の観点から適切な水準とし、常に逡減に努める財政運営をしなければならない。

(基金)

第9条 市は、災害対策の財源その他緊急を要し、又は必要やむを得ない財政需要に対応するための資金を確保し、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、毎年度末の財政調整基金の残高が、地財法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）の概ね100分の18を超えるよう努めなければならない。

2 市は、公共施設の修繕のための経費その他の財政の安定性のために資金の留保を必要とする経費については、基金を設けて計画的に積み立て、執行するよう努めなければならない。

(実質公債費比率の目標)

第10条 市は、実質公債費比率が100分の15を超えないよう努めなければならない。

(将来負担比率の目標)

第11条 市は、健全化法第2条第4号に規定する将来負担比率が100分の90を超えないよう努めなければならない。

(地方債残高)

第12条 市は、一般会計の毎年度末における地方債の残高（地財法第5条ただし書の規定及び地財法以外の法令により発行した地方債の残高をいう。）が、標準財政規模の額の100分の150を超えないよう努めなければならない。

(起債における検討)

第13条 市は、起債に当たっては、次に掲げる事項を検討しなければならない。

- (1) 地財法第5条等に規定する適債性の有無
- (2) 地方債以外の市税等一般財源による事業実施の可能性と財政運営に与える影響
- (3) 当該起債に係る元利償還金が後年度の財政運営に与える影響
- (4) 将来において市民が負担することの妥当性

第3節 執行における原則

(歳入及び歳出)

第14条 市は、歳入について、安定的な増収を図る方策を検討するとともに、市税等については、適切な徴収に努めなければならない。

2 市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければならない。

(使用料等の見直し)

第15条 市長は、使用料、手数料、負担金等について、受益と負担との関係を考慮して定期的に総合的な見直しを行わなければならない。

(補助金の見直し等)

第16条 市長は、補助金について、政策的必要性及び効果の観点から、定期的に総合的な見直しを行わなければならない。

2 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、原則として、あらかじめ期限を定めなければならない。

第3章 計画的な財政運営

(総合計画策定における原則)

第17条 市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければならない。

2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、次に掲げる事項を基本計画に記載しなければならない。

(1) 一般会計における歳入の見込み

(2) 一般会計における歳出の計画額

(予算を伴う計画)

第18条 市長は、予算を伴う計画については、中期財政計画（次条に規定する財政計画をいう。以下この条において同じ。）の計画期間内において必要となる予算を明らかにし、中期財政計画に反映させなければならない。

(中期財政計画の策定等)

第19条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定し、議会に報告するとともに公表しなければならない。

(1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

(2) 一般会計における地方債残高の見込み

(3) 財政調整基金等の残高の見込み

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

● 中期財政計画

滑川市健全な財政に関する条例の規定により、中期財政計画を定めたので、お知らせします。
中期財政計画は、滑川市総合計画に掲げられている施策・事業の着実な推進に向けて、中期的な財政収支の見通しをたて、現在及び将来における行財政運営上の課題を明らかにしながら、計画的かつ健全な財政運営を行っていくための指針とするものです。

なお、この計画は一定の前提条件での試算であり、財政環境は社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向等に大きく左右されることから、毎年、最新の財政事情を踏まえて見直すこととしています。

(1)計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

(2)対象会計

行政運営の基本的な経費全般を計上する一般会計を対象とします。

一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

◆ 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
地方税	4,897	4,832	4,839	4,838	4,712
地方譲与税等	706	694	733	852	838
地方交付税	1,814	1,855	1,785	1,672	1,755
国県支出金	2,596	2,547	2,585	2,601	2,603
地方債	676	738	865	930	770
その他	2,196	2,005	2,106	2,113	2,241
歳入合計	12,885	12,671	12,913	13,006	12,919

◆ 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
義務的経費	5,627	5,594	5,608	5,679	5,740
人件費	1,568	1,573	1,585	1,615	1,621
扶助費	2,994	2,949	2,978	3,008	3,038
公債費	1,065	1,072	1,045	1,056	1,081
投資的経費	1,366	1,447	1,547	1,522	1,339
その他の経費	5,892	5,630	5,758	5,805	5,840
歳出合計	12,885	12,671	12,913	13,006	12,919

一般会計における地方債残高の見込み

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
地方債残高	10,673	10,447	10,368	10,348	10,158

財政調整基金等の残高の見込み

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
財政調整基金	2,016	1,883	1,643	1,391	1,211
減債基金	490	420	350	280	190
公共施設整備基金	288	254	220	186	202
計	2,794	2,557	2,213	1,857	1,603

概要と課題

計画期間内においては、滑川市総合計画に基づき、財政健全性の確保に努めながら、総合的かつ計画的に取り組んでいくこととしています。

歳入においては、固定資産の評価替えに伴う固定資産税の減収や消費増税に伴う地方消費税市町村交付金の増額が見込まれ、計画期間内における各種制度改正による影響を考慮すると、地方税、地方譲与税等、地方交付税の合計は、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。

地方債残高については、交付税の代替財源である臨時財政対策債が残高の半分以上を占めており、今後とも増加傾向となることが見込まれております。一方小中学校をはじめ公共施設などの耐震化事業に伴う地方債を今後償還していくことから、地方債残高全体では概ね減少傾向で推移するものと見込んでおります。

基金残高については、総合計画に定める各種事業の推進や下水道事業をはじめとする公営企業等の地方債の償還にあてる繰出金の増加により、年度間の財源不足の不均衡を調整するための財政調整基金や減債基金の減少が見込まれます。

加えて、扶助費の増加や、医療及び介護保険事業等に対する繰出金の増加により、今後も厳しい財政状況が続くものと予測されることから、引き続き徹底した経費の節減合理化を図るとともに、財源の重点的かつ効率的な配分による財政運営を行っていく必要があります。

● 健全化判断比率の見込み

滑川市健全な財政に関する条例の規定等により、健全化判断比率を推計した結果についてお知らせします。

実質公債費比率については、下水道事業をはじめとする公営企業等の地方債の償還にあてるための繰出金が増加するため、若干上昇するものと見込まれます。

また、将来負担比率についても、下水道事業債の償還に充てるための一般会計からの繰出金の増加に加え、財政調整基金など充当可能基金の減少が見込まれることなどから、上昇は避けられない見通しであり、今後の財政運営について十分留意していく必要があります。

◆ 健全化判断比率の推計

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	9.6	9.5	9.5	9.7	9.9
将来負担比率	50.9	66.7	72.1	78.2	80.6

※各年度の比率は、当該年度の決算見込みに基づく数値です。

※赤字額がない又はないと見込まれるため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、「—」と表示しています。

◆ 国が定める基準

(単位：%)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	13.83	20.00
連結実質赤字比率	18.83	30.00
実質公債費比率	25.0	35.0
将来負担比率	350.0	

◆ 用語解説

○健全化判断比率

地方公共団体における財政状況がどの水準にあるのかを示すもので、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の総称です。

○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{\ast}}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分なども要素に加えられています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} (3\text{か年平均}) \\ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}$$

○将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

それぞれの比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政健全化計画」を策定しなければならないこととされています。

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

それぞれの比率のうち一つでも財政再生基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政再生団体」と判定され、「財政再生計画」を策定しなければならないこととされており、財政再生団体となった場合には、財政再生計画について総務大臣の同意を得ない限り、ほとんどの地方債発行が制限されます。

参考資料 7

茨城県龍ヶ崎市

- ・ 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例
- ・ 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則
- ・ 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第 19 条及び同条例
施行規則第 11 条の規定による「財政運営影響額」の公表資料

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 財政運営の原則

第1節 財政情報の共有（第5条－第7条）

第2節 資産の管理等（第8条－第11条）

第3節 執行における原則（第12条－第16条）

第3章 計画的な財政運営（第17条－第20条）

第4章 健全な財政運営の取組（第21条・第22条）

第5章 雑則（第23条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な地域経営を確保するため、財政運営の基本指針等を定めることにより、健全な財政運営に関する取組の推進を図り、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方財政健全化法」という。）で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共施設 公用又は公共の用に供するため市が設置する庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館その他の建築物（建築物に付帯する設備等を含む。）をいう。

(2) 社会基盤施設 社会資本として市が整備する道路、河川、橋りょう、下水道、公園その他の工作物をいう。

(3) 最上位計画 龍ヶ崎市議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第32号）第2条に規定する龍ヶ崎市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画をいう。

- (4) 普通会計 市の公営事業会計以外の会計について、当該会計の相互間の重複額を控除した純計により一つの会計としてまとめたものをいう。
- (5) 単体会計 普通会計及び市の公営事業会計について、当該会計の相互間の重複額を控除した純計により一つの会計としてまとめたものをいう。
- (6) 連結会計 単体会計及び市の関与の下で、密接な関係を有する業務を行っている地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクター等の会計について、当該会計の相互間の重複額を控除した純計により一つの会計としてまとめたものをいう。
- (7) 決算統計 地方公共団体の決算状況を把握する目的で国が行う地方財政状況調査をいう。
- (8) 財務諸表 国の基準に基づき、単体会計及び連結会計ごとにそれぞれ作成された貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書をいう。

(財政運営の基本指針)

第3条 市は、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動態、経済環境の変化、時代の潮流及び市民の意見等を踏まえた重要かつ緊急性の高い施策に対して重点的に予算配分を行い、財政を健全に運営しなければならない。

2 市は、地方債を財源に充てる公共施設及び社会基盤施設の整備等、長期間にわたり財政需要を生じる施策の決定に当たっては、その債務が将来世代にも引き継がれることを十分理解した上で、世代間の負担の公平性に十分留意するとともに、受益者負担の原則等、財政秩序の維持についても十分考慮しなければならない。

(責務)

第4条 市長は、市民の負託に基づく市の代表機関として、最上位計画を踏まえて予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営しなければならない。

2 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスについては、市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識するとともに、世代間の負担の均衡に配慮しなければならない。

第2章 財政運営の原則

第1節 財政情報の共有

(説明責任の向上)

第5条 市は、財政状況について、市民と情報を共有し、分かりやすく公開することにより、その説明責任の向上に努めるとともに、財政運営に関する市民の意見の把握に努めなければならない。

(財政情報の公表)

第6条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を分かりやすく公表しなければならない。

- (1) 当初予算の状況（市長が必要と認める予算編成過程の情報を含む。）
- (2) 歳入歳出決算の状況
- (3) 決算統計に基づく決算の状況
- (4) 年度末における基金、地方債及び地方債に準じる債務負担行為で翌年度以降の支出予定額の状況
- (5) 主要な施策の成果を説明する書類
- (6) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- (7) 財務諸表

(金融機関等への情報提供)

第7条 市は、円滑な資金調達に資するため、銀行、保険会社その他地方債の引受けが予定される金融機関等に対し、企業会計の分析手法等を勘案した財政情報の提供に努めなければならない。

第2節 資産の管理等

(資産及び負債の管理)

第8条 市は、長期的な人口動態及び社会経済情勢の変化等を考慮して、資産を管理しなければならない。

- 2 市は、地方債、地方債に準ずる債務負担行為並びに不動産の取得及びこれに類する目的のための債務負担行為並びに債務保証の額について、負債として管理しなければならない。
- 3 市は、負債の額について、償還能力の観点から適切な水準にとどめるとともに、常に通減に努めなければならない。

(公共施設の管理)

第9条 市は、公共施設によって提供する機能について、社会経済情勢

の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の使途及び利用環境の改善、運営の効率化並びに統廃合等を推進しなければならない。

- 2 市長は、前項の取組を計画的に推進するため、公共施設の需要動向並びに運営及び更新の費用の予測等を総合的に勘案の上、公共施設の管理運営に関する基本方針を策定し、公表しなければならない。

（基金）

第10条 市は、災害対策の財源その他緊急を要し、又はやむを得ない財政需要に的確に対応するための資金を確保し、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、財政調整基金に計画的に積み立てなければならない。

- 2 市は、公共施設の適正管理その他施策の計画的推進のために資金の留保を必要とするものにあつては、基金を設けて計画的に資金を積み立て、執行するよう努めなければならない。

（地方債）

第11条 市は、起債に当たっては、次に掲げる事項を総合的に検討しなければならない。

- (1) 適債性の有無
- (2) 将来において市民が負担することの妥当性
- (3) 地方債と他の資金調達方法による場合との市の負担についての比較
- (4) 当該地方債に係る償還金が将来の財政運営に与える影響

第3節 執行における原則

（予算執行の原則）

第12条 市は、次に掲げる事項を総合的に勘案して予算の執行に当たらないなければならない。

- (1) 収支の均衡を保持すること。
- (2) 社会経済情勢の変化を考慮すること。
- (3) 将来において発生が見込まれる費用を適切に見込むこと。
- (4) 将来の負担を抑制すること。

（歳入及び歳出）

第13条 市は、歳入について、安定的な増収を図る方策を検討するとと

もに、市税等については、適切な徴収に努めなければならない。

- 2 市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければならない。

(使用料等)

第14条 市は、使用料、手数料及び負担金等（以下「使用料等」という。）について、利益を受ける者と利益を受けない者の間の公平を図るため、受益者による適正負担の確保に努めなければならない。

- 2 使用料等は、あらかじめ定めた基準により算定し、定期的に見直さなければならない。

(補助金等)

第15条 市長は、補助金及び交付金について、政策的な必要性及び効果の観点から、当該支出の要否をはじめ、交付決定の手續等を含む包括的な見直しを定期的に行わなければならない。

- 2 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、原則として、あらかじめ期限を定めなければならない。

(債務保証等の取扱い)

第16条 市は、中小企業に対する信用保証制度その他国等の制度に基づく債務保証又は損失補償を除き、新たな債務保証及び損失補償については、原則としてこれを行わないものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ず新たに債務保証又は損失補償を行う場合は、事前にその必要性及び当該債務の発生見通しについて公表しなければならない。

第3章 計画的な財政運営

(財政収支見通し)

第17条 市長は、毎年度、最上位計画に基づく事業の進捗状況等との調整の下で、長期的な期間における各年度の普通会計の収支状況、同期間中の各年度末における基金、地方債及び地方債に準ずる債務負担行為で翌年度以降の支出予定額の見通し（以下「財政収支見通し」という。）を公表しなければならない。

(最上位計画策定における原則)

第18条 市は、最上位計画に基づく事業計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、最上位計画の

確実な実行に努めなければならない。

- 2 市は、最上位計画の策定及び改定に当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、財政収支に影響を及ぼす改定においては、改定前後の収支見込額を併記しなければならない。

(1) 普通会計における収支見込額

(2) 前号の収支見込額に、最上位計画の遂行のための財源を反映したもの

(公共施設等整備に伴う財政運営影響額)

第19条 市長は、公共施設及び社会基盤施設を整備しようとする場合（公共施設の更新及び大規模な改修等を行おうとする場合を含む。）

は、別に定めるところにより、あらかじめ財政運営への影響額を試算し、公表しなければならない。

(予算を伴う計画)

第20条 市長は、予算を伴う計画については、財政収支見通しに反映させなければならない。

- 2 前条の規定により算出した公共施設及び社会基盤施設の整備による財政運営への影響額については、当該整備計画の決定に併せて、財政収支見通しに反映させなければならない。

第4章 健全な財政運営の取組

(財政運営の目標)

第21条 市長は、財政指標を用いて財政運営の目標を定め、財政運営に当たらなければならない。

- 2 市長は、地方財政健全化法に定める早期健全化基準（公営企業会計にあっては経営健全化基準とする。）を上回る独自の基準（以下「早期警戒基準」という。）を設けて財政運営に当たらなければならない。

(早期の財政健全化)

第22条 市長は、地方財政健全化法の規定により算定した健全化判断比率（公営企業会計にあっては資金不足比率とする。以下同じ。）のいずれかの比率が早期警戒基準に該当した場合は、財政を早期に健全化するための計画（以下「早期財政健全化計画」という。）を策定するとともに、早期財政健全化計画に従い、財政の健全化に取り組まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による早期財政健全化計画を策定し、又は変更した場合は、これを議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
当該計画の毎年度の取組状況についても、同様とする。
- 3 市長は、第1項の取組の結果、健全化判断比率が早期警戒基準に該当しなくなった場合は、早期財政健全化計画の取組を終了するとともに、これを議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例（平成24年龍ヶ崎市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基礎的財政収支 実質的な単年度の財政収支を表すもので、地方債借入額、繰越金、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金を控除した歳入決算額から、地方債元利償還金、財政調整基金積立金及び減債基金積立金を控除した歳出決算額を差し引いたものをいう。
- (2) 経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費の地方税及び普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源に対する割合をいう。
- (3) 標準財政規模 標準税率で算定した税収入額と地方譲与税などの税外収入に普通交付税を加えたもので、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると考えられる経常的一般財源の規模を表したものをいう。
- (4) 積立金残高比率 基金残高の標準財政規模に対する割合をいう。
- (5) 実質債務残高比率 将来の財政負担を示すもので、地方債残高に債務負担行為額を加えたものの標準財政規模に対する割合をいう。
- (6) 社会資本形成の将来世代負担比率 財務諸表のうち貸借対照表における負債の部・地方債残高の、資産の部・公共資産に対する割合をいう。
- (7) 行政キャッシュフロー計算書 財政融資財務状況把握ハンドブック（財務省が財政融資資金の貸手として、償還確実性を確保する観点から、地方公共団体の財務状況を把握する方法について整理した

もので、財務状況把握の基本的な考え方や仕組みを解説することを主たる目的に作成されたものをいう。)に準拠して作成された現金預金の動きを区分ごとに表示して現金預金の増減等を示した計算書をいう。

- (8) 行政キャッシュフロー計算書から算出される財政指標 行政キャッシュフロー計算書の数値を用いて算出される財政指標で、次に掲げるものをいう。

- ア 行政経常収支率
- イ 債務償還可能年数
- ウ 実質債務月収倍率
- エ 積立金等月収倍率

(情報の公表方法)

第3条 条例及びこの規則の規定に基づく情報の公表は、次に掲げる手法等を用いて行うものとする。

- (1) 市広報紙又は市政情報誌への掲載
- (2) 市公式ホームページへの掲載
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録によるものを含む。）の頒布
- (4) 報道機関への情報提供

2 前項に規定する手法等のほか、必要に応じて説明会を実施するなど、市民に直接説明する機会を設けるよう努めるものとする。

(金融機関等への情報提供)

第4条 条例第7条の規定による金融機関等への情報提供は、次に掲げる事項を要約して行うものとする。

- (1) 直近前年度の決算統計に基づく決算の状況
- (2) 直近前年度の健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- (3) 直近5年度の行政キャッシュフロー計算書及び行政キャッシュフロー計算書から算出される財政指標
- (4) 財政の今後の見通しその他財政運営に影響を及ぼす特記すべき事項

(公共施設再編成の基本方針)

第5条 条例第9条第2項の規定による公共施設の管理運営に関する基

本方針（以下「基本方針」という。）においては、公共施設の管理の効率化及び統廃合等（以下「公共施設再編成」という。）を通じた公共施設全体の最適化の実現によって初めて社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能が確保されるものと解釈するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 基本方針の目的
- (2) 公共施設の現状と課題
- (3) 公共施設再編成に関する基本的な考え方
- (4) 公共施設再編成を推進するための計画の策定方針及び推進方法
- (5) その他必要な事項

3 基本方針は、原則として5年ごとに見直すものとする。

（公共施設の現状と課題の整理）

第6条 前条第2項第2号の規定による公共施設の現状と課題においては、次に掲げる事項を基本に、全体の状況を整理するものとする。

- (1) 総量 用途別延床面積及び築年別整備状況等
 - (2) 需要動向 人口動態及び社会経済情勢等の変化を踏まえた公共施設に求められる役割の傾向予測等
 - (3) 更新費用 各公共施設を維持するため一般的な知見により予測される維持補修費、工事請負費その他の費用で、別に定める方法により算定した所要見込額
 - (4) 財源状況 前号の規定による更新費用の期間別所要見込額に対する財源の過不足の状況
 - (5) その他必要な事項
- （使用料等の見直し）

第7条 条例第14条第2項の規定による使用料等の定期的な見直しは、原則として3年ごとに行うものとする。

（補助金等の見直し）

第8条 条例第15条第1項の規定による補助金等の定期的な見直しは、原則として3年ごとに行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による補助金等の交付期限は、原則として3年以内とする。

(債務保証等の公表)

第9条 条例第16条第2項の規定による新たな債務保証又は損失補償の必要性及び当該債務の発生見通しの公表は、当該債務保証又は損失補償に係る予算案の公表に併せて行うものとする。

(財政収支見通しの公表等)

第10条 条例第17条の規定による普通会計の財政収支見通しは、前年度の決算状況及び社会経済情勢の動向等を踏まえた当該年度から向こう10年度の見通しとし、毎年度10月末日までに公表するものとする。

2 条例第20条第1項又は第2項の規定による反映によって財政収支見通しが改定された場合は、速やかに公表するものとする。

(公共施設等整備に伴う財政運営影響額)

第11条 条例第19条の規定による財政運営への影響額の試算は、次に掲げる事業（以下「試算対象事業」という。）を対象に行うものとする。

(1) 公共施設の整備で、総事業費が1億円以上見込まれるとき。

(2) 社会基盤施設の整備で、総事業費が2億円以上見込まれるとき。

2 市長は、試算対象事業につき、次に掲げる事項を基本に、財政運営への影響額を試算するものとする。

(1) 投資的経費 当該施設の用地費、建設費、初度調弁費その他の初期費用

(2) 経常的経費 当該施設の管理運営に必要な人件費、物件費、償還費（建設財源として地方債その他の複数年度にわたる債務の発生を伴う財源の利用を想定する場合に限る。）その他の経常的費用で、向こう30年間の所要見込額

(3) 更新費用 当該施設の機能を維持するため一般的な知見により予測される維持補修費、工事請負費、備品購入費その他の臨時的経費（前号の経常的経費に含まれるものを除く。）で、向こう30年間の所要見込額

3 市長は、試算対象事業の目的及び社会的便益等の予測と併せて、前項の試算結果を公表するものとする。

(財政運営の目標)

第12条 条例第21条第1項の規定による財政運営の目標（以下「財政運営目標」という。）は、別表第1に掲げるところによる。

（中期財政計画）

第13条 市長は、財政運営目標を達成し、及びこれを維持するために必要な取組を定めた中期的な期間における計画（以下「中期財政計画」という。）を策定し、財政運営に当たるものとする。

2 中期財政計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 財政状況の分析

(2) 計画期間

(3) 財政運営の基本方針

(4) 財政運営目標を達成し、及びこれを維持するための方策

(5) 前各号に掲げるもののほか、財政運営目標の達成及び維持に必要な事項

（早期警戒基準）

第14条 条例第21条第2項の規定による早期警戒基準は、別表第2に掲げるところによる。

（早期財政健全化計画）

第15条 条例第22条第1項の規定による早期財政健全化計画は、早期警戒基準に該当することとなった年度の翌年度の末日までに定めるものとする。

2 早期財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の28第1項又は第2項に規定する者による当該財政の状況についての監査の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るために必要な最小限度の期間内に、実質赤字比率が早期警戒基準に該当する場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期警戒基準に該当する場合にあってはそれぞれの比率を早期警戒基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 健全化判断比率が早期警戒基準に該当することとなった要因の分析

(2) 計画期間

- (3) 財政の早期健全化の基本方針
 - (4) 実質赤字比率がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策
 - (5) 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期警戒基準に該当する場合にあっては、それぞれの比率を早期警戒基準未満とするための方策
 - (6) 各年度ごとの前2号の方策に係る歳入及び歳出に関する計画
 - (7) 各年度ごとの健全化判断比率の見通し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項
- 3 早期財政健全化計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めるものとする。
- 4 前3項の規定は、資金不足比率が早期警戒基準に該当した公営企業会計に準用する。

(早期財政健全化計画の報告等)

第16条 条例第22条第2項の規定による早期財政健全化計画の策定又は変更の報告及び公表は、その策定後、速やかにこれを行うものとする。

- 2 条例第22条第2項の規定による早期財政健全化計画の取組状況の報告及び公表は、毎年度9月末日までに前年度の状況を議会に報告し、かつ、これを公表するものとする。
- 3 条例第22条第3項の規定による早期財政健全化計画の取組の終了の報告及び公表は、終了後、速やかにこれを行うものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別表第 1（第 1 2 条関係）

財政運営の目標

指標	目標値
基礎的財政収支	黒字
経常収支比率	9 0 %以下
積立金残高比率	3 5 %以上
実質債務残高比率	1 8 0 %以下
社会資本形成の将来世代負担比率	3 0 %以下

（注）社会資本形成の将来世代負担比率は単体会計を対象に，その他の指標は普通会計を対象に算出する。

別表第 2（第 1 4 条関係）

早期警戒基準

指標	基準値	備考
実質赤字比率	0 . 0 %以上	比率が算出された場合
連結実質赤字比率	0 . 0 %以上	比率が算出された場合
実質公債費比率	1 6 %以上	
将来負担比率	2 0 0 %超	
資金不足比率	0 . 0 %以上	比率が算出された場合

（注）各比率の算定は，地方財政健全化法に定める方法によるものとし，資金不足比率は特別会計のうち公営企業に係る特別会計を，その他の指標は一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計を対象とする。

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第 19 条及び同条例施行規則第 11 条の規定による「財政運営影響額」の公表資料

1. 事業概要

予算措置：龍ヶ崎市一般会計予算

【件名】道の駅整備事業

金 額：1, 3 9 8, 1 1 0 千円

期 間：平成 2 7 年度～平成 3 1 年度

2. 財政運営影響額

(1) 投資的経費

本事業における初期投資的費用は以下のとおりである。

年度	項目	金額（千円）	備考
2 7 年度	龍ヶ崎市道の駅基本構想策定	3, 3 4 8	委託費
2 8 年度	龍ヶ崎市道の駅基本計画策定	8, 4 7 8	委託費
	龍ヶ崎市道の駅管理運営調査	3, 8 7 6	委託費
	龍ヶ崎市道の駅地質調査	4, 8 6 0	委託費
	龍ヶ崎市道の駅護岸調査	6, 1 5 6	委託費
	龍ヶ崎市道の駅測量調査	3, 9 4 2	委託費
	龍ヶ崎市道の駅樹木調査	1, 6 7 4	委託費
2 9 年度	調査・設計	7 8, 0 4 6	委託費（平成 29 年度当初予算額）
	護岸改修工事	1 9 6, 5 6 0	龍ヶ崎市道の駅基本計画による概算事業費※
3 0 年度 ～ 3 1 年度	建築・造成・外構工事	1, 0 9 1, 1 7 0	
合 計		1, 3 9 8, 1 1 0	

※龍ヶ崎市道の駅基本計画による概算事業費については、類似施設の整備事業費事例等を参考に試算している

※建築・造成・外構工事費については、道路管理者（国土交通省）が整備することとなる休憩施設及び情報発信施設に係る事業費、並びに駐車場及び外構のうち、道路管理者（国土交通省）整備相当分を面積按分により除外している

※場外インフラ整備に係る設計・工事費用を除く（ただし、場外インフラ整備のうち、下水道管路敷設計費については平成 29 年度当初予算に計上）

(2) 経常的経費

本施設における経常的経費は以下のとおり。

「維持管理にかかる経常コスト」及び「事務・事業運営にかかるコスト」について、本施設は利用料金制による指定管理者制度の活用が見込めるため、経常的な維持管理、及び事務・事業運営費は指定管理者の負担とし、経常的経費に含まれない「維持管理にかかる経常コスト」として、毎年1,000千円、30年間のトータルで30,000千円と試算した。

「償還金等」は、20年償還（うち、3年間元金据置）、元利均等払い、年利1.8%とし、10年目は66,000千円、20年目は66,000千円（償還終了）、30年目は償還なし、30年間のトータルでは1,173,900千円と試算した。

「年度別合計」の試算結果は、10年目は67,000千円、20年目は67,000千円、30年目は1,000千円、30年間のトータルでは1,203,900千円と試算した。

(3) 更新費用

「大規模改修・更新にかかるコスト」については、経年等による老朽化対応等により、10年目は76,500千円、20年目は214,500千円、30年目は230,700千円、30年間のトータルでは521,700千円と試算した。

(4) 歳入

「納付金」については、本施設の運営に伴う指定管理者の営業利益等に応じ市へ納付するものとして、10年目は13,968千円、20年目は13,968千円、30年目は13,968千円、30年間のトータルでは402,672千円と試算した。

(5) 経済波及効果

「経済波及効果」については、平成23年茨城県産業連関表により、本施設の売上に応じ、10年目は665,000千円、20年目は665,000千円、30年目は665,000千円、30年間のトータルでは19,564,000千円の経済波及効果があると試算した。

※試算結果については【別紙1】を参照のこと。

3. 総括

本事業に係るコストについては、平成27年度から平成31年度までの一般財源相当額計（投資的経費から起債充当額を除いた値）は432,410千円、平成32年以降の支出見込額は、30年間のトータルでは1,725,600千円、合計2,158,010

千円と試算した。

一方、平成32年以降の歳入は、納付金として30年間のトータルでは402,672千円と試算されたことから、差引1,755,338千円の持出しが見込まれる。

しかしながら、本施設の開業以降、年間利用者に伴う売上に応じ、毎年472,000千円から665,000千円、30年間のトータルでは19,564,000千円の経済波及効果が期待されることから、本事業が及ぼす地域経済への波及効果を勘案すれば、十分投資に見合う事業であるものと考えられる。

4. 事業の目的及び社会的便益等

本事業は、本市が有する数多くの地域資源を複合的に活用し、まちの活性化と認知度アップを目的とし、茨城県南部に位置する本市の立地特性を活かしつつ、道路利用者にとっては東京方面から最初の、東京方面への最後の休憩ポイントとして安らげる場を創出するだけでなく、市民にとっては、これまで知らなかった本市の魅力発見の場として、牛久沼の水辺景観を活かしながら、買い物や飲食等が楽しめる場を創出していくものである。

また、直売施設やイベント等による地元農産物や商工品等の販売により、生産者と消費者だけでなく、生産者同士、生産者と商業者等の異業種の交流を積極的に行い、新たな商品開発やビジネスチャンスを創出するなど、地域経済の好循環化を図ることで多くの経済効果を生み出すことも可能であることから、その社会的便益性は高いものと考えられる。

財政運営への影響額試算〔公共施設・インフラ整備事業、公共施設の維持更新事業〕

施設（事業）名：道の駅整備事業

年度 経年	基本情報		(単位：千円 税込)										
	H32 1年目	H33 2年目	H34 3年目	H35 4年目	H36 5年目	H37 6年目	H38 7年目	H39 8年目	H40 9年目	H41 10年目	H51 20年目	H61 30年目	計
維持管理にかかる経常コスト													
1	A 小修繕費 (直近3年の平均)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	30,000
	B 水光熱費 (直近3年の平均)												
	C 保守点検、清掃委託費 (直近3年の平均)												
	D その他(土地賃借料等) (直近3年の平均)												
	維持管理経常コスト計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	30,000
事業・事業運営にかかるコスト(ただし、上記1の経費を除く)													
2	A 指定管理委託料 (直近3年の平均)												
	B 職員人件費 年間必要・従事人数												
	C 非常勤職員等人件費 (直近3年の平均)												
	D その他(電話料、消耗品費等) (直近3年の平均)												
	人件費等コスト計												
償還金													
3	A 起債償還額	0	0	49,000	49,900	50,800	51,700	52,600	53,600	54,600	65,300	0	965,700
		17,400	17,400	17,000	16,100	15,200	14,300	13,400	12,400	11,400	700	0	208,200
	計	17,400	17,400	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	0	1,173,900
年別合計												1,000	1,203,900

大規模改修・更新にかかるコスト

年度 経年	基本情報		(単位：千円 税込)										
	H32 1年目	H33 2年目	H34 3年目	H35 4年目	H36 5年目	H37 6年目	H38 7年目	H39 8年目	H40 9年目	H41 10年目	H51 20年目	H61 30年目	計
大規模改修・更新にかかるコスト													
4	A 建築・電気・設備改修など										76,500	214,500	521,700

(歳入)

年度 経年	基本情報		(単位：千円 税込)										
	H32 1年目	H33 2年目	H34 3年目	H35 4年目	H36 5年目	H37 6年目	H38 7年目	H39 8年目	H40 9年目	H41 10年目	H51 20年目	H61 30年目	計
納付金													
5	A 減価償却費に応じた固定額	5,784	5,784	11,569	11,569	11,569	11,569	11,569	11,569	11,569	11,569	11,569	335,500
	B 営業利益に応じた額	0	0	2,399	2,399	2,399	2,399	2,399	2,399	2,399	2,399	2,399	67,172
	年別合計	5,784	5,784	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	402,672

(経済波及効果)

年度 経年	基本情報		(単位：千円 税込)										
	H32 1年目	H33 2年目	H34 3年目	H35 4年目	H36 5年目	H37 6年目	H38 7年目	H39 8年目	H40 9年目	H41 10年目	H51 20年目	H61 30年目	計
経済波及効果													
6	A 売上による経済波及効果	472,000	472,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	19,564,000
	年別合計	472,000	472,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	665,000	19,564,000

参考資料 8

岐阜県多治見市

- ・ 多治見市健全な財政に関する条例

多治見市健全な財政に関する条例

平成 19 年 12 月 17 日
多治見市条例第 48 号

改正 平成 21 年 6 月 29 日 多治見市条例第 24 号
平成 22 年 9 月 29 日 多治見市条例第 28 号

目次

第 1 編 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 編 財政運営の原則

第 1 章 財政情報の共有（第 4 条—第 6 条）

第 2 章 資産及び負債の原則（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 執行における原則（第 11 条—第 14 条）

第 4 章 リスク・マネジメント（第 14 条の 2・第 14 条の 3）

第 3 編 計画的な財政運営

第 1 章 通則（第 15 条—第 20 条の 2）

第 2 章 財政状況の維持及び向上

第 1 節 財政向上目標（第 21 条）

第 2 節 財政向上指針（第 22 条—第 24 条）

第 3 章 財政状況の健全性の確保

第 1 節 財政健全基準（第 25 条）

第 2 節 財政正常化計画（第 26 条—第 28 条）

第 3 節 財政再建計画（第 29 条—第 34 条）

第 4 編 雑則（第 35 条）

附則

第 1 編 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、財政運営の指針並びに基本的な原則及び制度を定めることにより、市民自治に基づく健全な財政に資することを目的とします。

（財政運営の指針）

第 2 条 市の財政は、市民の厳粛な信託及び負担に基づくものであり、市は、財政を健全に運営しなければなりません。

2 市の負債は、現在及び将来の市民の負担であり、市は、人口の動向等の市民の負担能力の変化を考慮して世代間の負担の均衡を図るとともに、長期的な計画、起債その他の将来の負担に影響する事項については、その負担が意思決定に参加できない者によっても担われることに留意して、決定しなければなりません。

3 市は、この条例の理念に沿った計画的な財政運営を行うとともに、環境変化に応じた対応を取らなければなりません。

（責務規定）

第 3 条 市民は、政策による市民の利益が市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識するとともに、世代間の負担の均衡に配慮しなければなりません。

2 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、

議会の議決を要する計画及び予算（補正予算及び暫定予算を含みます。以下同じです。）を議決し、予算の執行を監視し、並びに決算の認定をしなければなりません。

3 市長は、市民の信託に基づく市の代表機関として、総合計画に基づき予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営し、職員は、十分な注意力及び勤勉さをもって財務に当たらなければなりません。

第 2 編 財政運営の原則

第 1 章 財政情報の共有

（情報共有）

第 4 条 市は、市民と情報を共有し、市民自治に基づく財政運営を行うため、財政に関する情報を分かりやすく公開するとともに、説明責任を果たさなければなりません。

2 市は、財政に関する市民の意見の把握に努めなければなりません。

3 市は、主な事業の経費を明らかにすることにより、政策による市民の利益と負担との関係を明らかにするよう努めなければなりません。

（情報公表の制度）

第 5 条 市長は、毎年度、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算について、総合計画に基づく主な事業の概要並びに財政の現状及び年度末における財政状況の見込みを分かりやすく説明した資料を作成し、公表しなければなりません。

2 市長は、毎年度、決算について、総合計画に基づく主な事業の進行状況及び財政の現状を分かりやすく説明した資料を作成し、公表しなければなりません。

3 市長は、別に条例に定めるところにより、毎年 2 回以上予算の執行状況並びに財産、市債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を公表しなければなりません。

4 市長は、財政に関する情報の公表について、内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすい公表とするよう継続的に改善しなければなりません。

（財務諸表）

第 6 条 市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成しなければなりません。

（1）貸借対照表

（2）行政コスト計算書（企業会計における損益計算書に準ずるものをいいます。）

（3）純資産変動計算書（企業会計における株主資本等変動計算書に準ずるものをいいます。）

（4）資金収支計算書（企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書に準ずるものをいいます。）

2 前項各号に規定する財務諸表は、次に掲げる区分につき、作成されなければなりません。

（1）普通会計に係る財務諸表

（2）普通会計及び公営事業会計並びに出資法人（市が

資本金等の2分の1以上を出資している法人をいいます。)等を連結した財務諸表

- 3 市長は、決算を議会の認定に付すに当たっては、前2項の規定による財務諸表を併せて提出しなければなりません。
- 4 市長は、決算の概要を公表するに当たっては、第1項及び第2項の規定による財務諸表を併せて公表しなければなりません。

第2章 資産及び負債の原則

(基本原則)

第7条 市は、次に掲げる原則により財政運営に当たらなければなりません。

- (1) 将来において発生する経費を適切に見込むこと。
- (2) 将来の負担を抑制すること。
- (3) 金利変動等の経済情勢の変化を考慮すること。

(資産及び負債)

第8条 市は、長期的な人口動向を考慮して、資産を管理しなければなりません。

- 2 市は、市債等、公債費に準ずる債務負担行為及び資産(不動産に限ります。)の取得又はこれに類する目的のための債務負担行為並びに債務保証及び損失補償の顕在化の可能性を考慮した評価額並びに退職手当のための引当金相当額について、負債として管理しなければなりません。
- 3 市は、負債の額について、償還能力の観点から適切な水準とし、逡減に努めなければなりません。

(基金)

第9条 市は、公共施設の修繕のための経費その他の財政の安定性のために資金の留保を必要とする経費については、基金を設けて計画的に積み立て、執行するよう努めなければなりません。

- 2 市は、災害復旧に要する経費について、財政調整基金において資金を適切に留保しなければなりません。ただし、現に災害復旧を実施しているときは、この限りではありません。
- 3 市長は、財政調整基金について、その総額及び可処分額(総額から前項に規定する災害復旧に要する経費の留保分及び第14条の3第1項に規定するリスク引当金を控除した額をいいます。以下同じです。)を明らかにしなければなりません。

(起債)

第10条 市は、起債に当たっては、次に掲げる事項を検討しなければなりません。

- (1) 将来において市民が負担することの妥当性
- (2) 起債と他の方法による場合との市の負担についての比較
- 2 市は、起債に当たっては、償還計画を立案しなければなりません。
- 3 市は、借入に係る金利及びその負担と財政状況とが相互に与える影響について考慮しなければなりません。

第3章 執行における原則

(歳入及び歳出)

第11条 市は、歳入について、安定的な増加を図る方策を検討するとともに、公租公課等の諸納付金については、適切な徴収に努めなければなりません。

2 市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければなりません。

(使用料等)

第12条 市は、使用料、手数料、負担金等について、受益と負担との関係を考慮して、定期的に総合的な見直しを行わなければなりません。

2 前項に規定する見直しに当たっては、使用料、手数料、負担金等の設定に当たっての基準を定め、これに基づいて決定しなければなりません。

(補助金)

第13条 市長は、補助金について、政策的必要性及び効果の観点から、補助の必要性のほか交付決定の手法等も含め定期的に包括的な見直しを行わなければなりません。

2 市長は、補助金の交付決定に当たっては、補助の必要性を審査するとともに、事業の完了に当たっては、補助の効果を評価しなければなりません。

3 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、原則として、あらかじめ期限を定めるよう努めなければなりません。

(資金運用)

第14条 市は、資金を効率的に運用するとともに、損失の回避等の管理を行わなければなりません。

第4章 リスク・マネジメント

(リスクの把握及び明確化並びに対策)

第14条の2 市は、事業選択に当たっては、財政状況に与える影響についてリスクを把握するとともに、把握したリスクを明らかにしなければなりません。

2 市は、前項に規定するリスクについて、適切な対策を取らなければなりません。

(債務保証及び損失補償)

第14条の3 市は、債務保証及び損失補償について、その顕在化の可能性を考慮した資金(以下「リスク引当金」といいます。)を確保しなければなりません。

2 市は、リスク引当金を基金において管理しなければなりません。

3 市長は、債務保証及び損失補償の各総額並びに債務保証及び損失補償に対するリスク引当金の各総額を明らかにしなければなりません。

第3編 計画的な財政運営

第1章 通則

(財政判断指標)

第15条 市長は、財政状況に関する情報を市民及び議

会と共有し、次の表に掲げる目的に資するため、財政判断指標の欄に掲げる指標について、財政判断指数の欄に定めるところにより算定した数値を、この条例の規定により、議会に報告し、公表しなければなりません。

目的	財政判断指標	財政判断指数
負債の通減及び償還能力に対する信用の確保	償還可能年数	負債の総額から償還等に充てることが適当な基金残高を控除した額を経常一般財源から元金の償還に係る公債費分を除く経常経費充当一般財源を控除した額で除した数値
経費の硬直性の解消	経費硬直率	公債費分を除く経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除した数値
財源の留保	財政調整基金充足率	財政調整基金の可処分額を経常経費充当一般財源の額で除した数値
収支の安定性の向上	経常収支比率	経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除した数値
資金繰りの向上	実態収支	実質単年度収支の額と決算剰余金による財政調整基金繰入額との合算額

2 財政判断指数の算定に当たっての基準は、財政判断指標の目的に資するよう規則で定めます。

3 市長は、総合計画その他の予算を伴う計画の策定及び予算の編成に当たっては、財政判断指数に留意しなければなりません。

(総合計画策定における原則)

第16条 市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければなりません。

2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、当該策定又は見直しに当たって策定又は見直しされた実行計画の計画期間内における各年度について、次に掲げる事項を基本構想に記載しなければなりません。

(1) 一般会計における歳入の見込み

(2) 一般会計における歳出の計画額

(3) 財政判断指数の見込み

3 前項第1号に規定する歳入の見込みは、想定される複数の状況について推計され、基調となる傾向が示されなければなりません。

4 総合計画は、前項の規定による基調となる傾向に沿って、策定されなければなりません。

(予算を伴う計画)

第17条 市長は、予算を伴う計画については、中期財政計画(次条第1項に規定する財政計画をいいます。以下同じです。)の計画期間内において必要となる予算を明らかにし、中期財政計画に反映させなければなりません。

(中期財政計画)

第18条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定しなければなりません。

(1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

(2) 財政判断指数の見込み及びその算定に当たっての主要な数値

(3) 財政調整基金等の財政運営に関する基金の残高

2 第16条第3項の規定は、前項第1号に規定する歳入の見込みについて準用します。

3 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算を議会に提出するに当たっては、中期財政計画を併せて提出しなければなりません。

4 市長は、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算について、その概要を公表するに当たっては、中期財政計画を併せて公表しなければなりません。

(予算における財政判断指数)

第19条 市長は、予算を議会に提出するに当たっては、当該予算を踏まえた財政判断指数の見込み及びその算定に当たっての主要な数値を明らかにして議会の議決に付さなければなりません。

2 市長は、予算の概要を公表するに当たっては、前項の規定による財政判断指数の見込みを併せて公表しなければなりません。

(決算における財政判断指数)

第20条 市長は、決算を議会に提出するに当たっては、当該決算における財政判断指数の実績及びその算定に当たっての主要な数値を明らかにして議会の認定に付さなければなりません。

2 市長は、決算の概要を公表するに当たっては、前項の規定による財政判断指数の実績を併せて公表しなければなりません。

(行政改革大綱策定における原則)

第20条の2 市長は、行政改革大綱について、次条第1項に定める財政向上目標の達成及び第22条第1項に定める財政向上指針の着実な実施に資するよう策定しなければなりません。

第2章 財政状況の維持及び向上

第1節 財政向上目標

(財政向上目標の設定)

第21条 市長は、財政判断指標(実態収支を除きます。)について、財政状況の継続的な維持及び向上のための目標値(以下「財政向上目標」といいます。)を定めなければなりません。

2 財政向上目標は、市長の任期ごとに定められなけれ

ばなりません。

- 3 市長は、財政向上目標を定めるに当たっては、市民の参加を図らなければなりません。
- 4 市長は、財政向上目標を定めたときは、これを議会に報告し、公表しなければなりません。

第2節 財政向上指針

(財政向上指針)

- 第22条 市長は、財政状況の継続的な維持及び向上のための指針（以下「財政向上指針」といいます。）を策定しなければなりません。
- 2 財政向上指針は、市長の任期ごとに策定されなければなりません。
- 3 財政向上指針は、財政向上目標を達成することを目的として、次に掲げる事項について策定されなければなりません。
 - (1) 目標年度
 - (2) 財政向上目標の達成のための基本方針
 - (3) 目標年度までの各年度の財政判断指数の見込み
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、財政向上目標の達成に必要な事項

(財政向上指針の策定手続)

- 第23条 市長は、財政向上指針を策定するに当たっては、市民の参加を図らなければなりません。
- 2 市長は、財政向上指針を策定したときは、これを議会に報告し、公表しなければなりません。
- 3 前2項の規定は、財政向上指針を変更する場合について準用します。ただし、軽微な変更（各年度の財政判断指数の見込みの変更を伴うものを除きます。）については、この限りではありません。

(実施状況の報告)

- 第24条 市長は、毎年度、財政判断指数の実績を明らかにした財政向上指針の実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

第3章 財政状況の健全性の確保

第1節 財政健全基準

(財政健全基準の設定)

- 第25条 市長は、財政判断指標（実態収支を除きます。）について、財政状況の健全性として確保すべき基準値（以下「財政健全基準」といいます。）を定めなければなりません。
- 2 第21条第3項及び第4項の規定は、財政健全基準について準用します。この場合において、これらの規定中「財政向上目標」とあるのは「財政健全基準」と読み替えるものとします。

第2節 財政正常化計画

(財政警戒事態宣言)

- 第26条 市長は、中期財政計画における計画期間内の財政判断指数の見込みのうち1つ以上が財政健全基準

を満たさなくなったときは、当該中期財政計画の策定に当たり、財政警戒事態を宣言しなければなりません。ただし、財政非常事態（第29条に規定する財政非常事態をいいます。）を宣言している場合にあっては、この限りではありません。

(財政正常化計画)

- 第27条 市長は、財政警戒事態を宣言したときは、財政向上指針に代えて財政の正常化のための計画（以下「財政正常化計画」といいます。）を策定しなければなりません。

- 2 財政正常化計画は、財政判断指数の見込みのすべてが安定的に財政健全基準を満たすことを目的として、すべての経費について見直しが行われたうえ、次に掲げる事項について策定されなければなりません。

- (1) 計画期間
- (2) 財政の正常化のための基本方針
- (3) 前号に規定する基本方針に基づく具体的な取組み
- (4) 前号に規定する具体的な取組みの目標値
- (5) 計画期間内における各年度の財政判断指数の見込み
- (6) 前各号に掲げるもののほか、財政の正常化に必要な事項

- 3 第23条及び第24条の規定は、財政正常化計画について準用します。この場合において、第23条中「財政向上指針」とあるのは「財政正常化計画」と、第24条中「財政判断指数の実績」とあるのは「具体的な取組みの実績及び財政判断指数の実績」と、「財政向上指針」とあるのは「財政正常化計画」と読み替えるものとします。

(宣言の解除)

- 第28条 市長は、財政正常化計画を達成し、かつ、中期財政計画における計画期間内の財政判断指数の見込みのすべてが財政健全基準を満たすこととなったときは、財政警戒事態の解除を宣言するものとします。

- 2 前項の規定による財政警戒事態の解除の宣言に当たっては、市長は、財政正常化計画の実施状況を記載した報告書及び財政正常化計画に代わる財政向上指針を議会に報告し、公表しなければなりません。

第3節 財政再建計画

(財政非常事態宣言)

- 第29条 市長は、予算を踏まえた財政判断指数の見込み及び決算における財政判断指数の実績のうち1つ以上が財政健全基準を満たさなくなったときは、当該予算又は決算の議会への提出に当たり、財政非常事態を宣言しなければなりません。

(財政再建計画)

- 第30条 市は、財政非常事態にあっては、財政の再建のための計画（以下「財政再建計画」といいます。）を策定しなければなりません。

- 2 前項の規定に基づき財政再建計画が策定されている

間については、第 22 条及び第 27 条の規定にかかわらず、市長は、財政向上指針又は財政正常化計画を策定しないものとします。

- 3 第 27 条第 2 項の規定は、財政再建計画について準用します。この場合において、「財政正常化計画」とあるのは「財政再建計画」と、「財政の正常化」とあるのは「財政の再建」と読み替えるものとします。

(財政再建計画の策定手続)

第 31 条 市長は、財政再建計画の案を作成するに当たっては、市民の参加を図らなければなりません。

2 財政再建計画は、議会の議決を経て策定され、市長は、これを公表しなければなりません。

3 前 2 項の規定は、財政再建計画を変更する場合について準用します。ただし、軽微な変更（各年度の財政判断指数の見込みの変更を伴うものを除きます。）については、この限りではありません。

(実施状況の調査等)

第 32 条 議会は、必要に応じ、財政再建計画の実施状況について調査し、又は報告を求めることができます。

2 市長は、前項の規定による調査又は報告の聴取に協力しなければなりません。

(議会の勧告等)

第 33 条 議会は、財政運営が財政再建計画に適しないと認められる場合その他財政の再建が困難であると認められる場合においては、市長に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができます。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表しなければなりません。

3 第 1 項の規定による勧告を受けた市長は、当該勧告に基づいて講じた措置について、議会に報告し、公表しなければなりません。

(準用)

第 34 条 第 24 条及び第 28 条の規定は、財政再建計画について準用します。この場合において、第 24 条中「財政判断指数の実績」とあるのは「具体的な取組みの実績及び財政判断指数の実績」と、「財政向上指針」とあるのは「財政再建計画」と、第 28 条第 1 項中「財政正常化計画」とあるのは「財政再建計画」と、「中期財政計画における計画期間内の財政判断指数の見込みのすべて」とあるのは「中期財政計画における計画期間内の財政判断指数の見込み並びに当年度の予算を踏まえた財政判断指数の見込み及び前年度の決算における財政判断指数の実績のすべて」と、「財政警戒事態」とあるのは「財政非常事態」と、同条第 2 項中「財政警戒事態」とあるのは「財政非常事態」と、「財政正常化計画の実施状況」とあるのは「財政再建計画の実施状況」と、「財政正常化計画に代わる財政向上指針」とあるのは「財政向上指針」と読み替えるものとします。

第 4 編 雑則
(委任)

第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 25 条及び第 35 条の規定は、平成 20 年 1 月 1 日から施行します。

(適用区分)

2 第 16 条の規定は基本構想が平成 20 年 1 月 1 日以後に議会の議決を経た総合計画から、第 18 条の規定は平成 20 年度を初年度とする中期財政計画から、第 19 条の規定は平成 20 年度の予算から、第 20 条の規定は平成 19 年度の決算から適用します。

附 則 (平成 21 年 6 月 29 日条例第 24 号)
(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 18 条の規定は、施行日以後に策定された中期財政計画から適用します。

附 則 (平成 22 年 9 月 29 日条例第 28 号)
(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

(適用区分)

2 改正後の第 15 条の規定は、総合計画については基本構想が施行日以後に議会の議決を経た総合計画から、中期財政計画については平成 23 年度を初年度とする中期財政計画から、予算については平成 23 年度の予算から、決算については平成 22 年度の決算から、財政向上指針並びに財政正常化計画及び財政再建計画については施行日以後に策定される財政向上指針並びに財政正常化計画及び財政再建計画から適用し、改正後の第 20 条の 2 の規定は、施行日以後に策定される行政改革大綱から適用します。

参考資料 9

兵庫県

- ・ 普通会計 収支見通し（平成 29 年度）様式の記載要領
- ・ 普通会計 収支見通し様式

普通会計 収支見通し（平成29年度） 様式の記載要領

様式の作成にあたっての留意事項は以下のとおりです。（_____は昨年度からの修正点）
なお、様式の構成上、以下に記載の順序で作成願います。

1. 総括的事項

- ・ 普通会計について一般財源ベースで作成すること。
- ・ 28年度数値は決算（見込）値を記入すること。
- ・ 原則として、【本表】の「歳入歳出差引」がマイナスとならない（恒常的に基金の取崩しが発生しない）よう収支見通しを立てること。
- ・ その際、歳出が増加する一方で、税金・交付税とも減少する見通しとなっている例も散見されるので、歳入についても適切に見込むこと。（合併算定替縮減や国勢調査人口置換え等の影響を除き、税金が減少すると普通交付税が増加するのが通常である。）

計算式入力済み様式利用上の注意

- ・ 計算式が入力されているセルについて、計算式による数値が実態と異なる場合には正しい数値を強制入力すること。強制入力に際しては他表への影響について充分注意のうえ入力すること。
- ・ 赤字のセルは表間、青文字は表内計算を自動的に行っていることを示す。
- ・ 【付表1】（対前年度伸率）については、全て自動計算される。

2. 【付表2】前提条件、【付表2-2】地方税積算根拠

（共通事項）

- ・ 経済成長率（名目）は設定していない（0.0%）が、「中長期の経済財政に関する試算」（H29.1内閣府公表）の試算結果（H28～H37平均：経済再生ケース3.3%、ベースラインケース1.6%）等を踏まえ、各団体において設定することも差し支えないものとする。
- ・ 国の「経済・財政再生計画」（「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）（H27.6閣議決定）第三章）において、地方の一般財源総額が、平成30年度まで平成27年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえること。（ただし、地方交付税については、後述「3. 【付表3】地方交付税積算根拠」も参照。）
- ・ その他、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太方針）（H29.6.9閣議決定）の内容も参考にすること。

（地方税等）

- ・ 地方税の内訳を【付表2-2】に記入。人口増減、工業団体の立地・撤退、固定資産の評価替え、新築家屋の増減等について、適切に見込むこと。なお、将来人口については、地方版総合戦略における推計を踏まえたものとする。
- ・ H31.10に消費税率が10%となることを前提とし、引上げ後は地方消費税交付金の増収分を適切に見込むこと。

- ・ 消費税率10%引上げと時期を合わせて改正することとされていた、①法人住民税の交付税原資化の拡充に伴う標準税率引下げ（市町村分9.7%→6.0%）、②地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する法人事業税交付金の創設、③自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の交付金制度の導入については、いずれもH31.10に実施されることを前提とすること。
- ・ なお、これら地方法人課税の偏在是正や車体課税の見直しについては、実施後も代替財源が確保されるものとして、現行制度ベースでの収入を見込むこと。なお、法人住民税の交付税原資化の拡充に伴う標準税率引下げについては、減収分の同額以上が普通交付税に加算されると仮定すること。
- ・ 国の社会保障充実分の地方負担や自然増等による社会保障関係費の増加については、歳出（扶助費等）にも所要見込額を計上すること。

（歳出等）

- ・ 物件費、維持補修費及び扶助費の伸び率は各団体の試算によること。
- ・ 新発債発行利率は、H29:0.0%、H30:0.4%、H31:0.9%、H32:1.4%、H33:1.6%、H34:1.7%、H35:1.8%、H36:1.9%、H37:1.9%（「中長期の経済財政に関する試算」（H29.1内閣府）のベースラインケースの名目長期金利）とする。ただし、根拠を明らかにした上で、異なる利率を用いることも可。
- ・ 基金運用利率は、団体毎に現在の平均利率等により試算。
- ・ 扶助費の伸び率についての考え方を【付表2続き】に記入すること。

計算式入力済み様式利用上の注意

- ・ 定期昇給率ベア率入力により、【付表5】の該当個所が自動計算されることとなる。定期昇給率については、各団体の試算によるものとするが、試算にあたっての考え方を【付表2続き】に記入すること。

3.【付表3】地方交付税積算根拠

- ・ 29年度普通交付税（当初算定）を反映。
- ・ 消費税率（国・地方）引上げに伴う影響については、2.を参照のこと。
- ・ 地域の元気創造事業費については、29年度から3年間かけて段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へシフトすることとなっていること、また、人口減少等特別対策事業費については、29年度から3年間かけて段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へシフトすることとなっていることを踏まえること。

また、法人住民税の一部国税（交付税原資）化の拡充に伴う減収分については、同額以上が普通交付税に加算されると仮定すること【再掲】。

- ・ 基準財政需要額は臨時財政対策債**振替前**とし、合併団体は「合併算定替」及び「一本算定」欄に、非合併団体は「一本算定」欄のみに記入すること。
- ・ 合併団体においては、支所に要する経費や保健センター運営費等、一本算定に段階的に加算される需要額を適切に反映すること（g欄）。
- ・ c（合併団体のみ）・f欄は、特段の理由がない限り、毎年度一定水準。
- ・ 30年度以降の臨時財政対策債発行可能額（E）は、29年度発行可能額と同水準を計上（財

源不足の解消について、「骨太の方針」等でも具体的な数値が示されていないため)。

計算式入力済み様式利用上の注意

- ・ 28決算、c、f、g、B、E、F欄を記入すれば、他の数値は自動計算される。
- ・ 合併団体は、合併年度を入力すると、合併算定替増加需要額が自動計算される。

4.【付表4】標準財政規模積算根拠

- ・ 社会保障財源化分（税率引上げ分）の地方消費税交付金は、基準財政収入額に100%算入されることから、入力欄（N欄）を設けている。
- ・ その他各団体の積算根拠に基づき作成。

5.【付表5】人件費積算根拠

- ・ 付表5については、表内の【積算方法】を参照。
- ・ 「6. 人件費積算結果」のH28決算額（自動計算）は、H28地方財政状況調査15表01行43列の「人件費合計」と合わせること。（1から4までのいずれにも該当しない費目については「5. その他」に含めること。）

計算式入力済み様式利用上の注意

- ・ 28決算数値及び、今後の退職者数・採用者数・退職金を記入すれば、他の数値は自動計算される。

6.【付表6】元利償還金及び公債費に対する交付税措置額積算根拠

- ・ 29年度以降発行債に係る元利償還金及び交付税措置額を事業別（起債別）に記入。
- ・ 28年度以前発行債については一括して「既発債（H28年度以前発行債）」欄に記入。
- ・ 交付税措置額は、年度毎の元利償還金に交付税措置率を乗じた数値を記入。
- ・ 交付税措置率は、29年度現在の率を使用。

計算式入力済み様式利用上の注意

- ・ 「29年度以降発行債分」については、発行年度、発行額、事業名、起債名、発行条件、交付税措置率を記入すれば、他の数値は自動計算される。

7.【付表7】投資的事業一覧表（通常事業・合併特例債事業）

- ・ 29年度以降の投資的事業について記入。
- ・ 公共施設等総合管理計画や各施設の個別施設計画の内容を踏まえた、公共施設等の長寿命化・老朽化対策に必要な経費を適切に計上すること。
- ・ 緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債のうち市町村役場機能緊急保全事業分については、32年度での終了を前提とすること。
- ・ 合併団体は、旧合併特例債事業を通常事業債と別に【付表7】（合併特例債）に記入。
- ・ 全ての事業について、新設事業と更新事業の区分を選択（プルダウン）すること。
- ・ 補助率、起債充当率については、29年度現在のものを使用。
- ・ 充当順位欄には、補助金、地方債、特財の充当順位（1～3の数値で）を記入。

計算式入力済み様式利用上の注意

- ・ 事業名、充当順位、補助率（充当率）、年度毎の事業費並びに特財充当額入力により、他の数値は自動計算される。
- ・ 国庫補助金が定率でない場合等は、強制入力すること。

8. 【付表 8】 基金明細

- ・ 定額運用基金を除き、全て記入。なお、定額運用基金であっても目的外に使用する予定がある場合は、他の基金同様に記入。
- ・ 歳計剰余金処分による積立金は、本表の翌年度の歳入に計上し、その翌年度歳入に編入された額から繰上償還額を控除した額の $1/2$ を積立金として基金に積み立てることとしている。
- ・ 利子分等について、自動計算により難しい場合は強制入力すること。

9. 【付表 9－1】 実質公債費比率の状況、【付表 9－2】 将来負担比率の状況

- ・ 平成29年 6 月 6 日付け市振第1217号で通知した「健全化判断比率及び資金不足比率の提出について」に準じて記載すること。

計算式入力済み様式利用上の注意

- ・ 標準財政規模は、付表 4 から自動計算される。

10. 【付表 10】 行財政改革の状況

- ・ 改善額欄には、対28年度に対する改善額を積み上げ方式で記入。したがって、年度を追うごとに減少することはない。
- ・ 歳入・歳出を問わず、行革による改善額はプラスとして記入。
- ・ 行革による効果に対応して経費が増加した場合は、各々の額を相殺。
例：民間への管理委託実施による経費の削減
〔直接実施した場合の経費 100〕＋〔委託経費増加 △40〕＝〔行革効果額 60〕
- ・ 上の記載例を参考にし、算定根拠をわかりやすく積算内訳に記入。なお、投資的経費の削減についても行革改善額に含めること。
- ・ 行革改善額については本表の歳入・歳出の該当項目に反映させること。

11. 【本表】 財政計画

- ・ 臨時財政対策債は一般財源扱いとし、発行可能額を「地方交付税等」の内数として計上（付表 3 から自動転記）するとともに、発行を抑制している場合は、抑制額（発行額－発行可能額）を「臨財債発行抑制額」欄に負数で計上すること。
- ・ 人件費の「H26決算」「H27決算」の額は、各年度の地方財政状況調査15表01行43列の「人件費合計」の額と合わせる。（「H28決算」の額は、付票 5 とリンクしている。）
- ・ 公債費のうち、繰上償還額を内数として記入すること。
- ・ 歳計剰余金処分額は全額翌年度に歳入計上し、その翌年度歳入に編入された額から繰上償還額を控除した額の $1/2$ を基金に積立てるものとする。（本表と付表 8 はリン

クしている。)

なお、29年度の歳計剰余金処分数額について、これまでH28決算額（形式収支）とリンクさせていたところ、H28決算額から翌年度繰越見込額を引いた額（実質収支）を直接入力するよう様式を改めているので注意すること。

- ・ 公営事業会計等における実質赤字額又は不良債務額及び実質黒字額又は資金剰余額については、会計毎の見込額を記入すること。

12. 【合併付表】 合併団体財政計画 ※合併団体のみ該当

- ・ 財政計画中、旧合併特例事業債の状況を記入すること（その他の数値は本表等にリンクしている）。例年、記入漏れの団体が見受けられるので、注意すること。

普通会計 収支見通し

市町名: 〇〇市

担当課名	
担当者名	
直通電話番号	

【本表】財政計画（普通会計一般財源ベース）

〇〇市

（単位：百万円）

	H26決算	H27決算	H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	29～38計
地 方 税			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 交 付 税 等			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち臨時債発行可能額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 譲 与 税			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 特 例 交 付 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金														
税 交 付 金														0
うち地方消費税交付金														0
歳 計 剰 余 金 処 分 額					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 収 入														0
うち土地売却収入														0
臨 時 債 発 行 抑 制 額 （発行額－発行可能額）														0
歳 入 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 件 費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（参考）職員数			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（参考）人件費／歳出計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
扶 助 費														0
公 債 費														0
うち繰上償還														0
投 資 的 経 費				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
維 持 補 修 費														0
物 件 費														0
補 助 費 等														0
うち病院会計														0
うち下水道会計（法適用）														0
うち一部事務組合														0
積 立 金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金利子分等				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計剰余金処分額の1/2				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 出 金														0
うち下水道会計（法非適用）														0
うち国保会計														0
うち介護会計														0
そ の 他														0
歳 出 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 歳 出 差 引 A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基 金 取 崩 額 B			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再 差 引（A＋B）C			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計剰余金処分額（Cが黒字の場合）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累 計（実質収支）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 比 率			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

積 立 基 金 残 高			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち財政調整基金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち減債基金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 基 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地 方 債 残 高														
実質公債費比率（3カ年平均）			0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

標準財政規模（臨時債発行可能額含む）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
--------------------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

【参考】														
行 革 改 善 額（再 掲）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（見込み）

土地開発公社長期（5年以上）保有土地簿価														
出資法人（25％以上）債務超過額														

<公営事業会計等における実質赤字額又は不良債務額及び実質黒字額又は資金剰余額（見込み）>

会 計 名	H26決算	H27決算	H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	29～38計
														0
														0
														0
														0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<連結実質収支（見込み）>

	H26決算	H27決算	H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	29～38計
連 結 実 質 収 支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結実質収支／標準財政規模	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

【付表1】対前年度伸率

(単位：％)

	H29/H28	H30/H29	H31/H30	H32/H31	H33/H32	H34/H33	H35/H34	H36/H35	H37/H36	H38/H37
地方 税	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
地方交付税等(臨財値含む)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
地方譲与税	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
地方特例交付金	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
交通安全対策特別交付金	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
税 交 付 金	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
歳計剰余金処分額	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
その他の収入	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
臨財値発行抑制額 (発行額－発行可能額)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
歳 入 計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
人 件 費	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
扶 助 費	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
公 債 費	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
投資的経費	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
維持補修費	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
物 件 費	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
補 助 費 等	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
うち病院会計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
うち下水道会計(法適用)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
うち一部事務組合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
積 立 金	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
繰 出 金	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
うち下水道会計(法非適用)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
うち国保会計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
うち介護会計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
そ の 他	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
歳 出 計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

伸び率が±5%以上の場合は理由を付記

H29/H28

H30/H29

【付表2】 前 提 条 件

〔 歳 入 〕

項 目	弾性値	伸率	備 考 (特殊要因の例等)
経 済 成 長 率		0.00	
地 方 税		0.00	消費税率10%引上げと時期を合わせて改正することとされていた、①法人住民税の交付税原資化の拡充に伴う標準税率引下げ（市町村分9.7%→6.0%）、②地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する法人事業税交付金の創設、③自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の交付金制度の導入については、いずれもH31.10に実施されることを前提とすること。 (特殊要因の例) ① 過去3カ年の人口増減率 ② 過去3カ年の税収増減率 ③ 工業団地の立地、撤退 等
普 通 交 付 税		0.00	○H29交付税総額は、普通交付税当初算定結果を反映すること。 合併団体においては、支所に要する経費や保健センター運営費等、一本算定に段階的に加算される需要額を適切に反映すること。
特 別 交 付 税		0.00	
そ の 他		-	H31.10に消費税率が10%となることを前提とし、引上げ後は地方消費税交付金の増加分を適切に見込むこと。
		-	自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の交付金制度の導入については、いずれもH31.10に実施されることを前提とすること。なお、車体課税の見直し後も代替財源が確保されるものとして、現行制度ベースでの収入を見込むこと。
		0.00	
		0.00	

※ 「その他」は、地方税、交付税以外に前提条件を設定している項目がある場合のみ記入して下さい。

※ その他収入において行革分を考慮した場合は、考慮後の数値を記入して下さい。

〔 歳 出 〕

項 目	前 提 条 件
人 件 費	定期昇給： 各団体の過去3カ年平均 ペア： 0.00% ※定期昇給率の考え方を「付表2 続き」に記載すること。 別途退職手当及び報酬を加算。
公 債 費	既発分は償還計画に基づき、新発分は今後の発行見込額から試算。
投 資 的 事 業 費	既計画事業の個別積み上げ。
そ の 他	各団体の試算による
物 件 費	各団体の試算による
維 持 補 修 費	各団体の試算による
扶 助 費	各団体の試算による ※扶助費の伸び率の考え方を「付表2 続き」に記載すること。

※ 各項目においては行革分を考慮後の数値を記入して下さい。

〔その他〕

項 目	伸率	備 考
新 規 発 行 債 利 率	0.01%	H29:0.01%、H30:0.4%、H31:0.9%、H32:1.4%、H33:1.6%、H34:1.7%、H35:1.8%、H36:1.9%、H37:1.9% (※ H29は直近の財政融資資金貸付金利、H30以降は「中長期の経済財政に関する試算」(H29.1内閣府)のベースケースの名目長期金利)
基 金 運 用 利 率		現在の平均運用利率によること

※ 地方税、地方交付税の前提条件には不確定要素があることから財務省、内閣府の前提条件は使用していませんが、各市町において、過去3カ年の人口増減率等の状況から見てその他特殊な要因があれば加味してください。
なお、その場合は、理由がわかる資料を添付してください。

【付表2 続き】 前 提 条 件

○定期昇給率の考え方

(記載例)

「平成29年地方公務員給与実態調査カード」の「12-1 行政職給料表(一)の状況及び級別職員数(一般行政職)(H29.4.1現在)」の枠外の「昇給率」(4号昇給前提の値)の3カ年平均を使用。

○扶助費の伸び率の考え方

(記載例)

直近●カ年の扶助費額の伸び率及び…を基に算出

【付表2-2】地方税積算根拠

(単位:百万円、%)

	H28決算	伸率	H29	伸率	H30	伸率	H31	伸率	H32	伸率	H33	伸率	H34	伸率	H35	伸率	H36	伸率	H37	伸率	H38	伸率	
市	町	民	税	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	
個	人					#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
法	人					#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
固	定	資	産	税	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
土	地					#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
家	屋					#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	
新	増	分				#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
在	来	分				#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
償	却	資	産			#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
そ	の					#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
小	計				0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
主 な 増 減 理 由																							

※ 人口増減、工業団体の立地・撤退、新築家屋の増減等について、適切に見込むこと。

【付表3】地方交付税積算根拠

(単位:百万円、%)

(合併年度: H 17年度)		H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	伸率
合併経過年度		11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	伸率
合併算定縮減率		0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
基準財政需要額(臨時債 替前)(d+h)		A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合併算定替 (b+c)		a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
公債費b		b	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他c		c	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一本算定(e+f+g)		d	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
公債費e		e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他f		f	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
支所等経費【合併団体】g		g	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合併算定替増加需要額 ((a-d) × 縮減率)		h	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
基準財政収入額B		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
普通交付税等(A-B)C		C	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
普通交付税額D		D	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
臨時財政対策債E 発行可能額		E	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別交付税額F		F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方交付税合計(C+F)G		G	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
【参考】地方特別交付金 (住宅借入金等特別税額控除)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) H29交付税総額は、普通交付税当初算定結果を反映すること。

【付表4】標準財政規模積算根拠

H28決算	伸率	H29	伸率	H30	伸率	H31	伸率	H32	伸率	H33	伸率	H34	伸率	H35	伸率	H36	伸率	H37	伸率	H38	伸率
地方揮発油譲与税H																					
特別とん譲与税I																					
自動車重量譲与税J																					
航空機燃料譲与税K																					
交通安全対策特別交付金L																					
小計(H~L)M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人市町村民税所得割 (税源移譲相当分)N																					
地方消費税交付金O (社会保障財源化分)																					
標準財政規模((B-N×0.25- ×0.25) - M) × (100/75) + M + C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0.00% 0.00%

H38
0
0
0
0
0
#DIV/0!

- 在加算

(単位：千円)

H38	

100

- (単位：千円)

H38	
-----	--

(単位:千円)

H38	0
-----	---

(単位:千円)

H38

单位: 百万円)

H38	0
-----	---

【付表6】元利償還金及び公債費に対する交付税措置額積算根拠

(単位: 百万円)

発行 年度	発行額	事業名	起債名	発行条件			交付税 措置率	区分	償 還 年 度										計			
				利率	償還	据置			29	30	31	32	33	34	35	36	37	38				
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

【付表6】元利償還金及び公債費に対する交付税措置額積算根拠

(単位：百万円)

(単位：百万円)																					
発行 年度	発行額	事業名	起債名	発行条件			交付税 措置率	区分	償 還 年 度										計		
				利率	償還	据置			29	30	31	32	33	34	35	36	37	38			
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				0.01%				元利償還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								交付税措置額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								差 引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.				

※ H28年度許可債について、5月末までに発行したものは既発債、6月以降に発行したものは新発債とする。

【付表 7】投資的事業一覧表（通常事業＋合併特例債事業：集計）

（単位：百万円、％）

事業名等	年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
補助事業（小計）	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単独事業（小計）	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 合 計	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【新設事業と更新事業の区分】

事業名等	年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
新設事業（計）	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更新事業（計）	事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【付表 7】投資の事業一覧表
通常事業（合併特例債以外）

（単位：百万円、％）

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【更新】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【付表 7】投資の事業一覧表
通常事業（合併特例債以外）

（単位：百万円、％）

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【付表7】投資の事業一覧表
通常事業（合併特例債以外）

（単位：百万円、％）

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【付表 7】投資の事業一覧表
通常事業（合併特例債以外）

(単位：百万円、%)

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【付表 7】投資的事業一覧表
通常事業（合併特例債以外）

（単位：百万円、％）

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
【新設】				事業費											0
補助金	充当	補助(充	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	順位	当)率		地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財											0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助事業（小計）				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単独事業（小計）				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計（通常事業）				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【新設事業と更新事業の区分】

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
新設事業（計）				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更新事業（計）				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【付表 7】投資的事業一覧表
合併特例債事業のみ

(単位：百万円、％)

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【更新】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当 順位	補助(充 当)率	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【付表 7】投資的事業一覧表
合併特例債事業のみ

(単位：百万円、%)

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
【新設】				事業費											0
	充当	補助(充)	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金	率	当)率		地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当	補助(充)	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金	率	当)率		地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【新設】				事業費											0
	充当	補助(充)	起債名	国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金	率	当)率		地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債				その他特財											0
特定財源				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助事業(小計)				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単独事業(小計)				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(合併特例債)				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【新設事業と更新事業の区分】

事業名等				年度別財源内訳	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	合計
新設事業(計)				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更新事業(計)				事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				国県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他特財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【付表8】基金明細組

(単位:百万円、%)

[illegible]

(その他基金年度末残高の内訳)

[illegible]

【付表9-1】 実 質 公 債 費 比 率 の 状 況

(単位:百万円、%)

区 分		H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)	①											
減債基金積立不足額を考慮して算定した額	②											
満期一括償還地方債の一年あたりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	③											
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	④											
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑤											
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金の利子	⑦											
特定財源の額 ※	⑧											
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑨											
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	⑩											
災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑪											
災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	⑫											
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	⑬											
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	⑭											
標準財政規模	⑮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質公債費比率	単年度 ((①~⑦)-(⑧~⑬)) / (⑮-(⑧~⑬))	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	3カ年平均 (n-4)~(n-1)年度				#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

※ 特定財源の額には、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当される都市計画税を含むことに留意。

(参考)

⑤の内訳

区 分	H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)											
いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)											
国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)											
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)											
社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)											
損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)											
地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)											
その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)											
利子補給に係るもの(政令第12条第4号)											

【付表9-2】 将 来 負 担 比 率 の 状 況

(単位：百万円、%)

区 分		H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
将 来 負 担 額	地方債の現在高	①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	債務負担行為に基づく支出予定額	②										
	うち依頼土地の買戻し											
	公営企業債等繰入見込額	③										
	うち下水道事業											
	うち病院事業											
	組合等負担等見込額	④										
	退職手当負担見込額	⑤										
	設立法人の負債額等負担見込額	⑥										
	土地開発公社											
	地方独立行政法人											
	第三セクター等 (損失補償・信託・貸付)											
	連結実質赤字額	⑦										
充 当 可 能 財 源 等	組合等連結実質赤字額負担見込額	⑧										
	計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	⑨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充当可能基金	⑩										
	充当可能特定歳入	⑪										
	うち都市計画税											
	基準財政需要額算入見込額	⑫										
	計 (⑩+⑪+⑫)	⑬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	標準財政規模	⑭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	算入公債費等の額 (付表9-1の⑨～⑭)	⑮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	将来負担比率 ((⑪-⑮) / (⑭-⑮))		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

《歲入》

[illegible]

《歳出》

(単位：百万円)

行 革 推 進 事 項	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	措置内容	積算内訳
人件費の抑制												
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
投資的経費の削減												
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
そ の 他												
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
歳 出 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
歳 入 ・ 歳 出 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※ 投資的経費の削減欄は、見直した事業について具体的に記入すること

※ 効果額の算定については、基準年（H28年度）に対する削減額とする。また、効果が継続する措置については、原則として効果が継続する期間中は、毎年度、効果が発生するものとする。

【付表】合併団体財政計画（普通会計一般財源ベース）

〇〇市

(単位:百万円)

	H26決算	H27決算	H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	29～38計
地 方 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 交 付 税 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち臨時債発行可能額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 譲 与 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 特 例 交 付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税 交 付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 計 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち土地売却収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨 時 債 発 行 抑 制 額 (発行額－発行可能額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 件 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考)職員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考)人件費／歳出計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
扶 助 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 債 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち繰上償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち合併推進債・合併特例債														
投 資 的 経 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
維 持 補 修 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物 件 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 助 費 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち病院会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち下水道会計(法適用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち一部事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金利子分等														
歳計剰余金処分額の1/2														
繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち下水道会計(法非適用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち国保会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち介護会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 歳 出 差 引 A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基 金 取 崩 額 B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再 差 引 (A + B) C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計剰余金処分額 (Cが黒字の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累 計 (実質収支)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 比 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 基 金 残 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち減価基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 基 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち合併推進債・合併特例債														
実質公債費比率(3カ年平均)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
標準財政規模(臨時債発行可能額含み)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<合併算定替の縮減に対する対応>

(合併年度:H 17 年度)

(単位:百万円)

	H26決算	H27決算	H28決算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	29～38計
合 併 経 過 年 度	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	
合 併 算 定 替 縮 減 率	—	—	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
普 通 交 付 税 等 (臨 時 債 含 み) (合 併 算 定 替)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一 本 算 定			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 額 (算 定 替 増 加 額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入歳出差引(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行 革 改 善 額				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

参考資料 1 0

岡山県

- ・平成29年度財政運営適正化計画策定要領
- ・平成29年度財政運営適正化計画に係る参考指標
- ・財政運営適正化計画調査票（抄）
- ・財政運営適正化計画に係る各種様式の関連性について

平成 29 年度財政運営適正化計画策定要領

1 策定の目的

中期的な財政見通しを立て、将来に向けての財政状況を把握するとともに、計画的な財政運営を図るため、策定するものである。

2 作成書類

- (1) 財政運営適正化計画調査表（調査表） 1～6
- (2) 資料 1～5
- (3) 推計資料 1～4
- (4) 参考資料 1～4

3 策定要領

(1) 策定の手順

- ・「推計資料」を年度ごとに作成し、その結果を「調査表」に転記する。
- ・推計に当たっては、機械的に伸率を乗じることなく、各年度の実情を反映して作成すること。
- 基本的には、平成 29 年度欄を記載し、これに続く年度を作成するため、以下、平成 29 年度欄の手順を説明するので、翌年度以降はこれに準ずること。

(2) 平成 29 年度推計資料等の作成

ア 歳入の推計（推計資料 1）

平成 29 年度予算等に基づき、投資的事業等を実施しない場合の歳入を推計する。

《留意事項》

- ・地方税
- ・税務担当課の見通しにより適正に見積り、資料 1 を事前で作成。
- ・普通交付税
- 平成 29 年度以降の推計に当たっては、参考資料 1・2 の該当年度欄を作成した後、資料 2 を事前で作成し、推計すること。
- ・使用料・手数料・財産収入
- ・資料 3 を事前で作成し、推計すること。
- ・国・県支出金
- ・投資的事業等に係るものを除くこと。
- ・繰越金

純繰越金を計上すること。
（繰越事業の財源とする部分については、推計資料 3 の財源内訳に計上）

- ・繰入金
繰上償還の財源とするため減債基金を充てる場合のみ計上
（事業の財源とする基金取崩は、推計資料 3 の財源内訳に計上すること。）

・地方債

臨時財政対策債のみ計上。

イ

歳出の推計（推計資料 2）
平成 29 年度予算等に基づき、投資的事業等を実施しない場合の歳出を推計する。

《留意事項》

- ・平成 29 年度予算により、決算見込額を計上。
- ・決算見込額のうち、対前年度伸率による設定額(①)、当該年度に固有の特殊事情に伴う歳出(②)、行財政改革効果による削減額(③)を分けて計上。なお、性質別に分別して計上すること。
- ・繰出金

事前に資料 5 を作成。

経常的なもの・投資的なものに分別し、投資的なものは、推計資料 3 に計上。

・公債費

事前に資料 4 を作成し、繰上償還の予定も含めて計上。

ウ

平成 29 年度投資的経費等の推計（推計資料 3）

- ・まず、投資的事業等に充当可能な一般財源を算出すること。
- ・平成 29 年度に計画している事業は、全て計上すること。なお、投資的経費充当可能な一般財源が不足するため、延期・断念せざるを得ない事業は、計画外事業として別掲とすること。
- ・投資的経費充当可能な一般財源と計画内事業充当一般財源に差額（＝剰余金）が生じた場合は、「平成 30 年度歳入推計 繰越金」「平成 30 年度歳出推計 積立金（減債・財調基金積立）」に計上すること。

《留意事項》

- ・債務負担行為による投資的事業についても、この表に計上する。
（経常経費に係るものは推計資料 2 の補助費等に計上。）
- ・繰出金等には、公営事業会計や一部事務組合に係る投資的事業への負担金・繰出金等を計上すること。
- ・推計資料 3 の作成後、投資的事業の実施に伴い発行する地方債による追加必要一般財源及び交付税算入額（参考資料 1、2）を計算し、その数値を平成 30 年度の資料 2 に反映させること。

エ

平成 29 年度歳入歳出（見込）額調の作成（調査表 3 及び 4）
調査表 3（歳入（見込）額調）及び調査表 4（歳出（見込）額調）の平成 29 年度欄へ上記推計資料の結果を記入する。

※推計資料 4 の作成により、調査表への転記が容易になる。

才 実質公債費比率（見込）調の作成（調査表5）
事前に参考資料3を作成。

推計資料、決算統計・健全化法資料等により、平成29年度数値を記入し、実質公債費比率を計算。

力 将来負担比率（見込）調の作成（調査表6）
事前に参考資料4を作成。

推計資料、健全化法資料等により平成29年度数値を記入し、将来負担比率を計算。

キ 手順

以上の手順を概略すると、次のとおりとなる。

- ①資料1 平成29年度欄の作成
⇒ 推計資料1 歳入 地方税 へ転記
- ②資料2 平成29年度欄の作成
⇒ 推計資料1 歳入 地方交付税 へ算入
- ③資料3 平成29年度欄の作成
⇒ 推計資料1 歳入 使用料等 へ転記
- ④資料4 平成29年度欄の作成
⇒ 推計資料2 歳出 公債費 へ算入
- ⑤資料5 平成29年度欄の経常分の作成
⇒ 推計資料2 歳出 繰出金 へ転記
- ⑥推計資料1（平成29年度）上記①～③以外の項目欄の作成
- ⑦推計資料2（平成29年度）上記④・⑤以外の項目欄の作成
- ⑧推計資料3（平成29年度）の作成
⇒ 参考資料1、2 平成30年度以降分作成
⇒ 資料2 事業費補正・公債費の平成30年度欄の作成
- ⑨推計資料4（平成29年度）の作成
⇒ 調査表3・4（平成29年度） へ転記
- ⑩参考資料3（平成29年度）の作成
⇒ 調査表5 準元利償還金 へ転記
- ⑪参考資料4（平成29年度）の作成
⇒ 調査表6 公営企業債等繰入見込額・一部事務組合等負担等見込額 へ転記
- ⑫調査表5 平成29年度 上記⑩以外の項目欄の作成
- ⑬調査表6 平成29年度 上記⑪以外の項目欄の作成

(3) 平成30年度以降推計資料等の作成

- ・平成29年度と同様の手順で作成。
- ・平成30年度から平成34年度までの作成後、歳入歳出計画額について再検討し、財政健全化が図られているように最終調整。

(4) 調査表1、2の作成

- ・推計資料4から調査表3、4へ転記。
- ・調査表3～6から調査表1へ転記し、財政運営適正化計画の数値を作成。
- ・調査表2を作成。

【参考】平成29年度以降の推計設定伸率

平成29年度以降における伸び率は、おおむね次のとおりとする。ただし、各団体の個別事情により、この伸び率の変更も可能。

《歳入》

- ・地方税……………各団体の個別事情により設定すること。
- ・地方特例交付金…減収補填特例交付金は、各団体で過去の実績等を踏まえて見込むこと。
- ・普通交付税……………①基準財政需要額
 - ・個別算定経費（事業補正・公債除。）＋包括算定経費
平成30年度は△0.6%、平成31年度以降は平成30年度と同額で据置く。
 - ・事業費補正・公債費については各団体で推計。
- ②基準財政収入額については各団体で見込むこと。

※合併団体については、合併算定替の縮減を考慮すること。

- ・臨時財政対策債…平成29年度発行可能額で据置く。

- ・使用料・手数料…改定状況により設定すること。
- ・繰越金……………純繰越金のみ計上すること。

《歳出》

- ・人件費……………独自給与カット等個別事情を加味すること。
1人当たりの人件費伸率0.7%。
- ・扶助費……………平成29年度以降5.0%。
児童数、生活保護者数など大きな影響が生じるものについて各団体の個別事情により設定すること。
- ・公債費……………各団体の積み上げによること。
起債の利率は、平成29年度以降発行分1.1%。
- ・物件費……………伸率を1.4%とし、行革等削減効果を織り込む。
- ・補助費等……………各団体の個別事情により算出すること。
- ・投資的事業等……………市町村振興計画・新市建設計画等を基礎に推計すること。

平成29年度財政運営適正化計画に係る参考指標

1 基本的事項

平成29年度財政運営適正化計画は、歳入歳出各費目の積上により策定。
各費目を見込む上での目安の設定は、主に次の資料を参考とした。

- ・平成29年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算 (H29/1 財務省)
- ・経済財政の中長期試算 (H29/1 内閣府)
- ・地方財政白書 (H24年版～H29年版) (H29/3 総務省)
- ・平成29年度地方財政計画の概要 (H29/2 総務省)
- ・平成29年度地方団体の歳入歳出総額の見込額 (H29/2 総務省)

2 個別数値

(1) 人件費

○原則、各団体の個別事情により設定

※ 各団体における独自給与カット等の実施状況を勘案すること。

○一人当たり人件費伸び率 平成29年度以降0.7% 《(0.5%+0.9%)/2》

・H29地財(給与費(退職手当を除く。))

	H29		H28	
消防職員	12,224億	158,327人	12,248億	158,327人
一般職員	94,389億	964,329人	93,857億	964,201人
計	106,613億	1,122,656人	106,105億	1,122,528人
平均単価	9,496千円 (0.5%)		9,452千円 (0.9%)	

- ・地方財政白書

H23決算△0.4%	(H23地財計画給与関係経費	△1.9%)
H24決算△1.8%	(H24	△1.4%)
H25決算△3.6%	(H25	△5.9%)
H26決算 1.6%	(H26	3.0%)
H27決算 0.2%	(H27	0.0%)

(2) 扶助費

○H29以降は伸び率 5.0 %で設定

※ 全国伸び率の平均(ただし、最大及び最小を除外)で設定。

ただし、生活保護者数、児童数(児童手当等)の年度増減影響額については各団体において推計を行い加減算すること。

【参考1】

・地方財政白書 扶助費(市町村) 最大及び最小を除外した平均伸び率 5.0%

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
伸率	7.3%	24.8%	6.5%	1.4%	1.6%	6.2%	3.4%

【参考2】

・県内市町村扶助費決算額 最大及び最小を除外した伸び率 4.8%

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
伸率	8.5%	25.2%	5.6%	1.3%	1.7%	6.5%	1.8%

(3) 公債費金利

○平成29年度以降1.1%で設定

※H29国予算の積算金利

【考え方】

- ・29年度以降は、財務省試算（試算－2・10年国債金利）から1.1%とする。
(H29～H32 1.1%)

(4) 物件費

○上昇率 1.4%＋行革等削減効果で設定

【考え方】

- ・消費者物価上昇率を参考に設定。
- ・経済財政の中長期試算（ベースラインケース）（H29.1.25内閣府）
(H29 1.1%, H30 1.1%, H31 1.7%, H32 1.7%) 4カ年平均 1.4%

【参考】

- ・物件費
地方財政白書 H27 2.9% H26 3.7% H25 3.1% H24 △0.6%
県内市町村 H27 6.6% H26 5.0% H25 2.3% H24 △2.9%

(5) 補助費等

○各団体の個別事情により算出すること。

【参考】

- ・補助費等
地方財政白書 H27 6.9% H26 △8.0% H25 8.7% H24 7.1%
県内市町村 H27 7.5% H26 △13.0% H25 14.2% H24 0.8%

(6) 地方税

○各団体の個別事情により算出すること。

※ 地域における主要な企業の業績及び生産年齢人口の動向等に十分留意すること。
地域経済分析システム (<https://resas.go.jp/>) も活用すること。

(7) 地方特例交付金

○減収補填特例交付金

住宅借入金等分 ⇒各団体で過去の実績等を踏まえて見込むこと。

【考え方】

減収補填特例交付金（全国ベース）

H25	1, 255億円（住宅分）
H26	1, 192億円（ " ）
H27	1, 189億円（ " ）
H28	1, 233億円（ " ）
H29	1, 328億円（ " ）

3 地方交付税（普通交付税）

基準財政需要額

○個別算定経費（事業費補正・公債費以外）+包括算定経費

H29……………今年度の算定額による

H30以降…… $\Delta 0.6\%$ （H31以降はH30の額で据置）

（参考：財務省試算のH30-32の平均が15.5兆円なので $\Delta 0.6\%$ で見込む。）

○個別算定経費（事業費補正、公債費）は各団体の個別事情により推計

基準財政収入額

○税収は、各団体の個別事情により見込むこと。

○税源移譲相当額 100%算入

○減収補填特例交付金 75%算入

臨時財政対策債

○H29発行可能額で据置

合併算定替の開始から10年経過による縮減措置

○合併団体は縮減額を見込んで試算を行うこと。

【参考1】

・地方交付税及び臨財債の推移（地財計画 通常収支分）（兆円）

年度	25	26	27	28	29
地方交付税	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3
（対前年比）	($\Delta 2.2\%$)	($\Delta 1.2\%$)	($\Delta 0.8\%$)	($\Delta 0.3\%$)	($\Delta 2.2\%$)
臨財債	6.2	5.6	4.5	3.8	4.4
（対前年比）	(1.3%)	($\Delta 9.7\%$)	($\Delta 19.1\%$)	($\Delta 16.3\%$)	($\Delta 6.8\%$)

【参考2】

・平成29年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算（試算-2・財務省）（兆円）

年度	29	30	31	32
地方交付税等	15.6	15.2	15.4	15.8
（対前年比）	(1.9%)	($\Delta 2.4\%$)	(1.3%)	(2.6%)

【参考3】

・基準財政需要額（公債費・事業費補正除き）の伸び率比較

年 度	24	25	26	27	28	平均
全 国	0.42	0.58	$\Delta 0.40$	3.05	0.34	0.80
岡山県	$\Delta 0.83$	$\Delta 0.22$	$\Delta 0.61$	3.36	0.10	0.36
岡山県 （除岡山市）	$\Delta 0.30$	0.56	$\Delta 1.03$	2.72	$\Delta 0.92$	0.21

※ 岡山市の政令市移行の影響が大きいため、岡山市を除いた26市町村の計を参考のため記載

財政運営適正化計画調査表(抄)

調査表1	...	財政運営適正化計画(数値)
調査表2	...	財政運営適正化計画の概要(考え方等)
調査表3	...	歳入(見込)額調
調査表4	...	歳出(見込)額調
調査表5	...	実質公債費比率(見込)調
調査表6	...	将来負担比率(見込)調
資料1	...	市町村税一覧
資料2	...	普通交付税一覧
資料3	...	使用料・手数料・財産収入内訳
資料4	...	繰上償還予定事業債内訳等の調
資料5	...	繰出金の状況
推計資料1	...	歳入の推計
推計資料2	...	歳出の推計
推計資料3	...	投資的事業計画一覧
推計資料4	...	歳入・歳出推計集計表
参考資料1	...	投資的事業の実施に伴い発行する地方債による追加必要一般財源調
参考資料2	...	基準財政需要額算入公債費内訳(公債費分、事業費補正分)
参考資料3	...	実質公債費比率に係る準元利償還金内訳
参考資料4	...	将来負担比率に係る将来負担額の内訳

平成29年 月

市町村名 ()

1 財政運営適正化計画

調査表 1

財 政 状 況 の 推 移 (単位:百万円、%)													
年度	歳入	歳出	(実質収支 比率) 実質収支	標準財政規模	実質公債費比率		将来 負担 比率	経 常 収 支 比 率		財政力 指数 3年平均	地方債 現在高	基金現在高	
					単年度	3年平均		うち 人件費	うち 公債費			うち 減債	うち 財政調整
H26	0	0	#DIV/0!	0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%				
H27	0	0	#DIV/0!	0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%				
H28	0	0	#DIV/0!	0	0.0	#DIV/0!	0.0	0.0%	0.0%				
H29	0	0	#DIV/0!	0	0.0	#DIV/0!	0.0	#VALUE!					
H30	#REF!	#REF!	#REF!	0	0.0	#DIV/0!	0.0	#REF!	#REF!				
H31	#REF!	#REF!	#REF!	0	0.0	#DIV/0!	0.0	#REF!	#REF!				
H32	#REF!	#REF!	#REF!	0	0.0	#DIV/0!	0.0	#REF!	#REF!				
H33	#REF!	#REF!	#REF!	0	0.0	#DIV/0!	0.0	#REF!	#REF!				
H34	#REF!	#REF!	#REF!	0	0.0	#DIV/0!	0.0	#REF!	#REF!				

2 財政運営適正化計画の概要

調査表 2

行財政運営の簡素化 及び効率化の基本方針	
項目	現状と問題点
歳入確保対策	課税客体捕捉の徹底と 徴収の強化 (地方税徴収率の向上)
	使用料・手数料等受益者 負担の適正化
	財産管理の適正化と財産 運用収入の確保 (売却可能資産の処分)
	その他の歳入確保
	職員定数の見直し状況
歳出抑制策	義務的経費の節減

財政運営の適正化を図るための措置及び目標	
増収見込額	百万円
措置内容	
増収見込額	百万円
措置内容	
増収見込額	百万円
措置内容	
増収見込額	百万円
措置内容	
増収見込額	百万円
措置内容	

職員数の現況及び将来見通し (単位:人)												
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34				
職員数												
増減		0	0	0	0	0	0	0				0

人件費総額の抑制計画 (単位:百万円)												
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34				
計画額	0	0	0	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!				
増減		0	0	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!				
うち行革分				#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!				

公債費の抑制 (単位:百万円)												
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34				
計画額	0	0	0	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!				
増減		0	0	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!				
うち行革分				#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!				

項目	現状と問題点	財政運営の適正化を図るための措置及び目標 (単位:百万円)
消費的経費の節減		物件費の抑制計画 (単位:百万円)
		計画額 0 0 0 0 0 0 0 0
		増減 0 0 0 0 0 0 0 0
		うち行革分 0 0 0 0 0 0 0 0
		維持補修費の抑制計画 (単位:百万円)
		計画額 0 0 0 0 0 0 0 0
		増減 0 0 0 0 0 0 0 0
		うち行革分 0 0 0 0 0 0 0 0
		措置内容
		投資的経費の抑制 (地方債の発行抑制)
繰出金の適正合理化 (基準外繰出の解消等)		地方債発行抑制 (単位:百万円)
		計画額 0 0 0 0 0 0 0 0
		増減 0 0 0 0 0 0 0 0
		措置内容
		基準外繰出の解消等 (単位:百万円)
		計画額 0 0 0 0 0 0 0 0
		増減 0 0 0 0 0 0 0 0
		措置内容
		事務事業の見直し状況
		その他の歳出合理化
措置内容		
削減見込額 百万円		
措置内容		
削減見込額 百万円		
措置内容		
削減見込額 百万円		
措置内容		
削減見込額 百万円		
措置内容		
政策評価の導入状況		
行政改革・財政状況に関する 情報公開の状況		
その他		

歳出抑制策

3 歳 入 (見 込) 額 調

調査表 3

(単位:千円, %)

区 分	平成28年度決算		平成27年度決算		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
1 地 方 税																		
市 町 村 民 税																		
固 定 資 産 税																		
そ の 他																		
2 地 方 譲 与 税																		
3 交 付 金																		
4 地方特例交付金																		
5 地 方 交 付 税																		
普 通 交 付 税																		
特 別 交 付 税																		
6 分・負担金、寄附金																		
7 使 用 料 ・ 手 数 料																		
8 国 ・ 県 支 出 金																		
経 常																		
臨 時																		
9 財 産 収 入																		
10 繰 入 金																		
11 繰 越 金																		
12 地 方 債																		
うち臨時財政対策債																		
うち合併特例債																		
13 そ の 他																		
歳 入 合 計																		
うち経常一般財源																		

地方税:資料1「市町村税一覧」の数値

地方揮発油譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税

交付金:利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税込交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、自動車取得税交付金、特別地方消費税交付金

地方特例交付金:

児童手当及び子ども手当特例交付金(H23年度で終了)
減収補填特例交付金

普通交付税:

資料2「普通交付税一覧」の数値

使用料・手数料:

資料3「使用料・手数料・財産収入内訳」の数値

財産収入:

資料3「使用料・手数料・財産収入内訳」の数値

4 歳 出 (見 込) 額 調

調査表4

(単位:千円, %)

区 分	平成26年度決算			平成27年度決算			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度		
	決算額	伸率	経常収 支比率	決算額	伸率	経常収 支比率	決算額	伸率	経常収 支比率	金額	伸率	経常収 支比率	金額	伸率	経常収 支比率	金額	伸率	経常収 支比率	金額	伸率	経常収 支比率	金額	伸率	経常収 支比率	金額	伸率	経常収 支比率
1 人 件 費																											
うち職員給			—			—			—						—						—						—
うち退職手当			—			—			—						—						—						—
2 扶 助 費																											
3 公 債 費																											
元利償還金			—			—			—						—						—						—
一時借入金利子			—			—			—						—						—						—
1～3 義務的経費計												#VALUE!															
4 物 件 費																											
5 維持補修費																											
6 補 助 費 等																											
4～6 消費的経費計																											
7 積 立 金			—			—			—						—						—						—
8 投資出資貸付金																											
9 繰 出 金																											
10普通建設事業費			—			—			—						—						—						—
補 助			—			—			—						—						—						—
単 独			—			—			—						—						—						—
11災害復旧事業費			—			—			—						—						—						—
補 助			—			—			—						—						—						—
単 独			—			—			—						—						—						—
10～11 投資的経費計			—			—			—						—						—						—
歳 出 合 計																											
うち経常経費 充当一般財源			—			—			—						—						—						—

5 実質公債費比率（見込）調

調査表 5

（単位：千円、％）

区 分	平成26年度決算		平成27年度決算		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率	伸率
普 通 交 付 税																		
標 準 税 収 入 額 等																		
臨 時 財 政 対 策 債 償 還 額																		
計（標準財政規模）																		
元 利 償 還 金 C																		
繰 上 償 還 額 D																		
準 元 利 償 還 金 E																		
満期一括償還地方債に 係る年度割相当額																		
公営企業債元利償還金 財源充当繰出金																		
組合等の起債の元利償還金 に充当した負担金等																		
公債費に準ずる債務負担行 為に基づく支出額																		
一時借入金利子																		
元 利 償 還 金 F																		
充 当 特 定 財 源 G																		
準 元 利 償 還 金 H																		
充 当 特 定 財 源 I																		
基準財政需要額算入額 (A + I + U)																		
公 債 費 分 ア																		
内 事 業 費 補 正 分 イ																		
密 度 補 正 分 ウ																		
(C-D+E)-(F+G+I)																		
A-H																		
実質公債費比率(単年) 1/J																		
Kの3ヶ年平均																		

元利償還金：
①公営企業債分除く。
②満期一括償還地方債の元金（＝減価基金積立額）除く。
③満期一括償還地方債の利子のうち減価基金運用利子等充当分除く。

繰上償還額：
資料4「繰上償還予定事業債内訳等の調」から転記

償還期間30年の元金均等年賦償還により、償還する場合の1年当たりの元金償還金相当額

PF事業に係るもの、五省協定に係るもの、国営事業負担金、利子補給等

繰上償還分除く。

調査表6

(単位:千円,%)

[illegible]

1 市町村税一覧

資料 1

(単位:千円, %)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
	決算額	伸率	決算見込額	伸率	決算見込額	伸率	決算見込額	伸率	決算見込額	伸率	決算見込額	伸率	決算見込額	伸率
1 市町村民税														
(7)個人均等割														
(4)所得割														
うち退職所得分														
(9)法人均等割														
(工)法人税割														
2 固定資産税														
(7)純固定資産税														
(a)土 地														
(b)家 屋														
(c)償却資産														
(イ)交付金														
3 軽自動車税														
4 市町村たばこ税														
5 鉱産税														
6 特別土地保有税														
(7)保有分														
(イ)取得分														
7 入湯税														
8 事業所税														
9 都市計画税														
(1)土地														
(2)家屋														
10 水利地益税														
合 計														

資料2

(通位・千円%)

公債費小計：
参考資料3の公債費分小計
と一致する

見模の積算

[illegible]

3 使用料・手数料・財産収入内訳

資料3 (単位:千円)

項 目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備 考
使用料	(1) 授業料 (2) 保育所使用料 (3) 公営住宅使用料 (4) その他 ① ② ③									
手数料	小 計 (1) 法定受託事務に係るもの ① 戸籍手数料 ② 臨時運行許可申請手数料 (2) 自治事務に係るもの ① 住民基本台帳手数料 ② 印鑑手帳交付手数料 ③ 証明手数料(住民) ④ 証明手数料(税)									
財産収入	小 計 (1) 財産運用収入 (2) 財産売却収入 ① 土地建物 ② 立木竹 ③ その他									
合 計	小 計									

・備考欄には、改正時期及びその内容を簡潔に記入すること。

4 繰上償還予定事業債内訳等の調

資料4

(単位:千円)

項 目	発行 年度	(28年度末残高) 発行 額	利率	借 入 先	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備 考 (繰上償還元金)
(記載例) 過疎対策事業債	H14	(168,558) 227,800	2.000	財政融資	(20,000)	△ 337	△ 320	△ 304	△ 289		(20,000)
合 計					20,000	△ 337	△ 320	△ 304	△ 289		20,000
				繰上償還額							
				公債費削減額							

1 この表には、確実に実行できると見込まれるものについてのみ記入すること。

2 項目欄には、具体的な事業債名を記入すること。

3 繰上償還予定額を()書きで記入し、それに伴い削減される公債費の額を当該年度以降の各欄に記入すること。また、備考欄へ繰上償還元金を記入すること。

5 繰出金の状況

資料5

(単位: 千円)

区分	H28 決算額		H29		H30		H31		H32		H33		H34	
	うち 繰出基準	うち 基準外	うち 繰出基準	うち 基準外	うち 繰出基準	うち 基準外	うち 繰出基準	うち 基準外	うち 繰出基準	うち 基準外	うち 繰出基準	うち 基準外	うち 繰出基準	うち 基準外
経常														
投資														
小計														
経常														
投資														
小計														
経常														
投資														
小計														
経常														
投資														
小計														
経常														
投資														
小計														
経常														
投資														
小計														
合計														

平成29年度歳入の推計(投資的経費に充当される特定財源等を含まない。)

推計資料1

(単位:千円, %)

区 分	前年度決算額	決算見込額 (A)	うち行革に よる増収	対前年 伸率	臨時的なもの(B)		差引経常的なもの(A)-(B)	左の内訳		決算額 構成比
					特定財源	一般財源		特定財源	一般財源	
1 地方 税										
2 地方 譲 与 税										
3 利 子 割 交 付 金										
4 配 当 割 交 付 金										
5 株式等譲渡所得割交付金										
6 地方消費 税 交 付 金										
7 ゴルフ場利用 税 交 付 金										
8 特別地方消費 税 交 付 金										
9 軽油引取税・自動車取得税交付金										
10 地方 特 例 交 付 金										
11 地方 交 付 税										
12 交通安全対策特別交付金										
13 分 担 金 ・ 負 担 金										
14 使 用 料										
15 手 数 料										
16 国 庫 支 出 金										
17 国有提供施設等所在市町村助成交付金										
18 県 支 出 金										
19 財 産 収 入										
20 寄 附 金										
21 繰 入 金										
22 繰 越 金										
23 諸 収 入										
収 益 事 業 収 入										
内 各 種 貸 付 金 元 利 収 入										
そ の 他										
24 地 方 債										
歳 入 合 計										
歳 入 構 成 比 (%)										

平成29年度歳出の推計(投資的事業を行わないことと仮定し、投資的経費を除く。)

推計資料2

(単位:千円, %)

区 分	前年度 決算額 (A)	本年度 決算額 (B)	左のうち臨時的なもの (C)			差引経常 的なもの (B) - (C)	左の財源内訳		決算額 構成比 (%)	決算額 増減率 (%)	経常収支比 率 (%)
			うち伸び率 設定分①	うち 当該年度 特殊事情分②	うち行革に よる削減分③		特定財源	一般財源			
1 人 件 費											
2 物 件 費											
3 維持補修費											
4 扶 助 費											
5 補助費等											
(1)一部事務組合に 対するもの											
(2)(1)以外のもの											
6 公 債 費											
(1)元利償還金											
(2)一時借入金利子											
7 積 立 金											
8 投資及び出資金 ・貸付金											
9 繰 出 金											
10 前年度繰上充用金											
歳出合計(1~10)											
歳入経常一般財源(臨時 財政対策債等含む。)											

1 財政運営適正化計画内投資的事業(投資的経費充当可能—一般財源A $\geq$ —一般財源の欄B)

投資の經費充當可能一般財源額

$$= \text{投資の經費} - \text{投資の經費}$$

※A

(単位:千円)

[illegible]

2 財政運営適正化計画外投資的事業

(投資的経費充当可能一般財源A≧一般財源の欄Bの関係で1財政運営適正化計画内事業に計上できなかった事業(縮小分を含む。))

(単位:千円)

事業区分 事業名		事業概要(構造、規模等)	工期	総事業費	平成29年度 事業費	左の財源内訳						その他	一般財源
						国・県支出金	分・負担金、寄附金	地方債	繰入金	うち財調取崩			
(1)前年度からの継続事業(債務負担行為に係るものを除く。)													
(2)新規事業													
(3)繰出金等(建設事業に係るものに限る。)													
合 計													
参考 総合計(1計画内事業+2計画外事業)													

平成29年度歳入・歳出推計集計表

(歳入)

区 分	推計資料1	推計資料3	合計(調査表3)
1 地 方 税			
市 町 村 民 税			
固 定 資 産 税			
そ の 他			
2 地 方 譲 与 税			
3 交 付 金			
4 地 方 特 例 交 付 金			
5 地 方 交 付 税			
普 通 交 付 税			
特 別 交 付 税			
6 分・負担金、寄附金			
7 使用料、手数料			
8 国・県支出金			
経 常			
臨 時			
9 財 産 収 入			
10 繰 入 金			
11 繰 越 金			
12 地 方 債			
うち臨時財政対策債			
うち合併特例債			
13 そ の 他			
計			
うち経常一般財源			

(歳出)

(単位:千円)

区 分	推計資料2	推計資料3	合計(調査表4)
1 人 件 費			
うち職員給			
うち退職手当			
2 扶 助 費			
3 公 債 費			
元 利 償 還 金			
一時借入金利子			
1~3 義務的経費計			
4 物 件 費			
5 維 持 補 修 費			
6 補 助 費 等			
4~6 消費的経費計			
7 積 立 金			
8 投資出資貸付金			
9 繰 出 金			
10 普通建設事業費			
補 助			
単 独			
11 災害復旧事業費			
補 助			
単 独			
10~11投資的経費計			
計			
うち経常一般財源			
うち経常一般財源			

推計資料4

平成29年度投資的事業の実施に伴い発行する地方債による追加必要一般財源調

参考資料 1
(単位:千円)

区 分	普通 交付税 算入率 (%)	事業費 うち 地方債	H30				H31				H32				H33				H34			
			元 利		交付税		元 利		交付税		元 利		交付税		元 利		交付税		元 利		交付税	
			うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額	うち公営 企業分	算入額
災害復旧事業債	47.5~100																					
辺地対策事業債	80																					
過疎対策事業債	70																					
公害防止事業債	50																					
合併特例債	70																					
公共事業等	50																					
財源対策債	50																					
義務教育施設	50																					
一般廃棄物	50																					
臨時財政対策債	100																					
減収補填債	75																					
減税補填債	100																					
補正予算債	50																					
全国防災事業債	80																					
緊急防災・減災事業債	70																					
計																						
消防費施設整備事業債	70																					
道路橋りょう費	30																					
公共事業等債	50																					
港湾費	50																					
小計																						
下水道事業債(通常)	16~44																					
下" (特別措置分)	70																					
水道" (広域化・共同化分)	50																					
" (臨時措置分)	100																					
資本費平準化債	50																					
小計																						
その自然災害防止事業	28.5~57																					
他土地震災防災対策事業	50																					
本費	70																					
地震防災対策事業(16歳0.3未満)																						
小計																						
校舎、屋内運動場	70																					
学校給食施設	20																					
プール分	30																					
小学校教育大規模改造単独	30																					
小学校費	70																					
地震防災対策事業債(350.3未満)																						
地震防災対策事業債(350.3以上)	50																					
小計																						
校舎、屋内運動場	70																					
学校給食施設	20																					
プール分	30																					
中学校教育大規模改造単独	30																					
中学校費	70																					
地震防災対策事業債(350.3未満)																						
地震防災対策事業債(350.3以上)	50																					
小計																						

平成29年度投資的事業の実施に伴い発行する地方債による追加必要一般財源調

参考資料 1

(単位:千円)

区分	普通交付税 算入率 (%)	事業費 うち 地方債	地 方 債 の 発 行 に 伴 う 地 方 債 還 金		
			H30		
			元 利 償還金	元 利 償還金	元 利 償還金
普通交付税事業費補正算入分		うち 地方債	うち公営 企業分	うち公営 企業分	うち公営 企業分
			交付税 算入額	交付税 算入額	交付税 算入額
			うち公営 企業分	うち公営 企業分	うち公営 企業分
			元 利 償還金	元 利 償還金	元 利 償還金
			うち公営 企業分	うち公営 企業分	うち公営 企業分
			交付税 算入額	交付税 算入額	交付税 算入額
			うち公営 企業分	うち公営 企業分	うち公営 企業分
			元 利 償還金	元 利 償還金	元 利 償還金
			うち公営 企業分	うち公営 企業分	うち公営 企業分
			交付税 算入額	交付税 算入額	交付税 算入額
社会福祉費	70				
高齢者保健福祉費	70				
施設整備費					
施設整備費					
施設整備費					
一般廃棄物(補助・ 単独(重点化))	50				
一般廃棄物 (単独(重点化除く))	30				
清掃費					
小計					
地域活性化債	30				
" (財対債分)	50				
合併推進債	50				
防災対策事業債 (デジタル化関連)	50				
" (デジタル化関連以外)	30				
" (公共施設等節電化事業分)	50				
" (")5割0.3未満	2/3				
小計					
計					
上水道一般 健全化計画債	45				
保健衛生費 病院事業債 (老建除く)	22.5				
計					
上記以外 の起債 事業					
計					
合計					

投資的事業の実施に伴い発行する地方債による追加必要一般財源調(集計表)

参考資料 1
(単位:千円)

区分	普通交付税 算入率 (%)	事業費 うち 地方債	地方債の発行に伴う地方債						地方債の発行に伴う地方債						地方債の発行に伴う地方債					
			H30			H31			H32			H33			H34			H35		
			元利償還金	うち公営企業分	交付税算入額	うち公営企業分	交付税算入額	元利償還金	うち公営企業分	交付税算入額	うち公営企業分	元利償還金	うち公営企業分	交付税算入額	うち公営企業分	交付税算入額	元利償還金	うち公営企業分	交付税算入額	うち公営企業分
災害復旧事業費	47.5~100																			
辺地対策事業費	80																			
過疎対策事業費	70																			
公害防止事業費	50																			
合併特例債	70																			
公共事業等	50																			
財源対策債	50																			
義務教育施設	50																			
一般廃棄物	50																			
臨時財政対策債	100																			
減収補填債	75																			
減税補填債	100																			
補正予算債	50																			
全国防災事業費	80																			
緊急防災・減災事業費	70																			
計																				
消防費施設整備事業費	70																			
道路橋りょう費	30																			
(公共債)旧地道償還特別一括分	30																			
(公共債)旧地道償還特別一括分	30																			
小計																				
港湾費	50																			
公共事業等債	50																			
小計																				
下水道事業費(通常)	16~44																			
下(特別措置分)	70																			
”(広域化・共同化分)	50																			
”(臨時措置分)	100																			
資本費平準化債	50																			
小計																				
その自然災害防止事業費	28.5~57																			
他土地震災防災対策事業	50																			
本費	70																			
小計																				
学校舎、屋内運動場	70																			
学校給食施設	20																			
プール分	30																			
大規模改造単独	30																			
地価防犯対策事業債(50.3未満)	70																			
小計	50																			
学校舎、屋内運動場	70																			
学校給食施設	20																			
プール分	30																			
大規模改造単独	30																			
地価防犯対策事業債(50.3未満)	70																			
小計	50																			
学校舎、屋内運動場	70																			
学校給食施設	20																			
プール分	30																			
大規模改造単独	30																			
地価防犯対策事業債(50.3未満)	70																			
小計	50																			
普通交付税事業費算入分																				

(単位:千円)

基準財政需要額算入公債費内訳(公債費分、事業費補正分)

参考資料 2

経費区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備考
公債費分	災害復旧費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	辺地対策事業償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	地域改善対策特定事業償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	過疎対策事業償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	公害防止事業償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	合併特例償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	公共事業等償	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	財源対策償	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	義務教育施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	一般廃棄物	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	臨時財政特例償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	臨時財政対策償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	減収補填償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	減税補填償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	臨時税収補填償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	補正予算償還費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	全国防災事業償	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	緊急防災・減災事業償	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	小計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	消費防費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
事業費補正分	道路橋りょう費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	港湾費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	公園費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	下水道費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	その他の土木費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	小学校費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	中学校費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	その他の教育費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	社会福祉費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	高齢者保健福祉費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	清掃費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	農業行政費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	林野水産行政費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	地域振興費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	小計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	合	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	(参考)密度補正分保健衛生費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

平成30年度以降については、上段に平成28年度までの借入に係る算入額を、下段に平成29年度以降の借入に係る算入額を記入すること。

実質公債費比率に係る準元利償還金内訳

[illegible]

2 公営企業債元利償還金に財源充当した繰出金の内訳

[illegible]

3 一部事務組合等の起債の元利償還財源に充当した負担金・補助金等の内訳

(単位:千円)

対象一部事務組合等の名称	負担金・補助金額										備考
	H26決算額	H27決算額	H28決算額	H29	H30	H31	H32	H33	H34		
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

4 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出の内訳

(単位:千円)

	債務負担行為に基づく支出(予定)額									備考
	H26決算額	H27決算額	H28決算額	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
PFI事業に係るもの(省令第7条第1号)										
5省協定等による、公共施設等建設費用のうち地方公共団体負担費用に係るもの ※1(省令第7条第2号)										
国営土地改良事業並びに森林総合研究所、水資源機構及び環境再生保全機構の行う事業の負担金(省令第7条第3号)										
地方公務員共済組合が建設する宿舍等の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料(省令第7条第4号)										
社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)										
損失補償または保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)										
地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)										
その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)										
利子補給に係るもの(政令第12条第4号)										
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 5省協定等による大規模な宅地開発・住宅建設に関連して、地方公共団体に代わり都市再生機構、住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設等建設に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用

※※ 「省令」とは地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)を、「政令」とは地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)を指す。

将来負担比率に係る将来負担額の内訳

参考資料4

1 公営企業債等繰入見込額

(単位:千円)

区分	H26決算額	H27決算額	H28決算額	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備考
上水道事業										
簡易水道事業										
下水道事業										
病院事業										
その他										
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※それぞれその区分において年度末での地方債残高に対して、一般会計等から繰り入れて償還すべき額を記載する。健全化法における「資金不足比率算定様式」4②③表を参考にすること。

2 一部事務組合等負担等見込額

(単位:千円)

組合名	H26決算額	H27決算額	H28決算額	H29	H30	H31	H32	H33	H34	備考
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※負担等見込額が大い一部事務組合から記載し、6つ以上ある場合は、5番目以降は「その他」として一括計上する。

※それぞれの組合において、年度末での地方債残高に対して、自団体の一般会計等が負担すべき額を記載する。

健全化法における「健全化判断比率算定様式」4④表を参考にすること。

財政運営適正化計画に係る各種様式の関連性について

